

SMDAM トピックス上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

SMDAM トピックス上場投信の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月3日に関東財務局長に提出しており、2025年7月4日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 荻原 亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

SMDAM トピックス上場投信
以下「当ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は、1口当たり1,713円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額となります。

※1 原則として、委託会社が別に定める時限（営業日の午後3時30分）までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了した場合には、その申込みの日を取得申込受付日として取得申込みを受け付けます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

※2 「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。なお、当ファンドでは100口当たりの価額で表示されます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

１ユニット以上１ユニット単位とします。

※「ユニット」とは、対象指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象指数の動きに連動すると想定する、各銘柄の株式からなるポートフォリオをいいます。
委託会社は、取得申込受付日の２営業日前までに、取得申込受付日に適用されるユニットの銘柄および株数を決定し、販売会社に提示します。
取得申込みにかかる口数は、委託会社が定めるものとし、１００口の整数倍とします。

（７）【申込期間】

２０２５年７月４日から２０２６年１月５日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する株式等を販売会社に引き渡すものとします。

振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する株式等は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下に定める日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、交換請求のお申込みもできません。）。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して2営業日間
2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間
3. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内
4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
5. 上記1.～4.のほか、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ただし、委託会社は、上記に定める日における受益権の取得申込みおよび交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みおよび交換請求については、受付けを行うことができます。

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金の支払い、交換の請求は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って行われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、交換、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、交換等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第1 【ファンドの状況】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ## 《商品分類表》

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

-4-

()		中近東(中東)	その他
資産複合 ()		エマージング	()
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド) …
「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMMF をいう。
- (2) MR F (マネー・リザーブ・ファンド) …
「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMR F をいう。
- (3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤格付等クレジットによる属性…
目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型…
目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年12月13日	信託契約締結、設定、運用開始。
2019年12月16日	受益権を東京証券取引所に上場。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

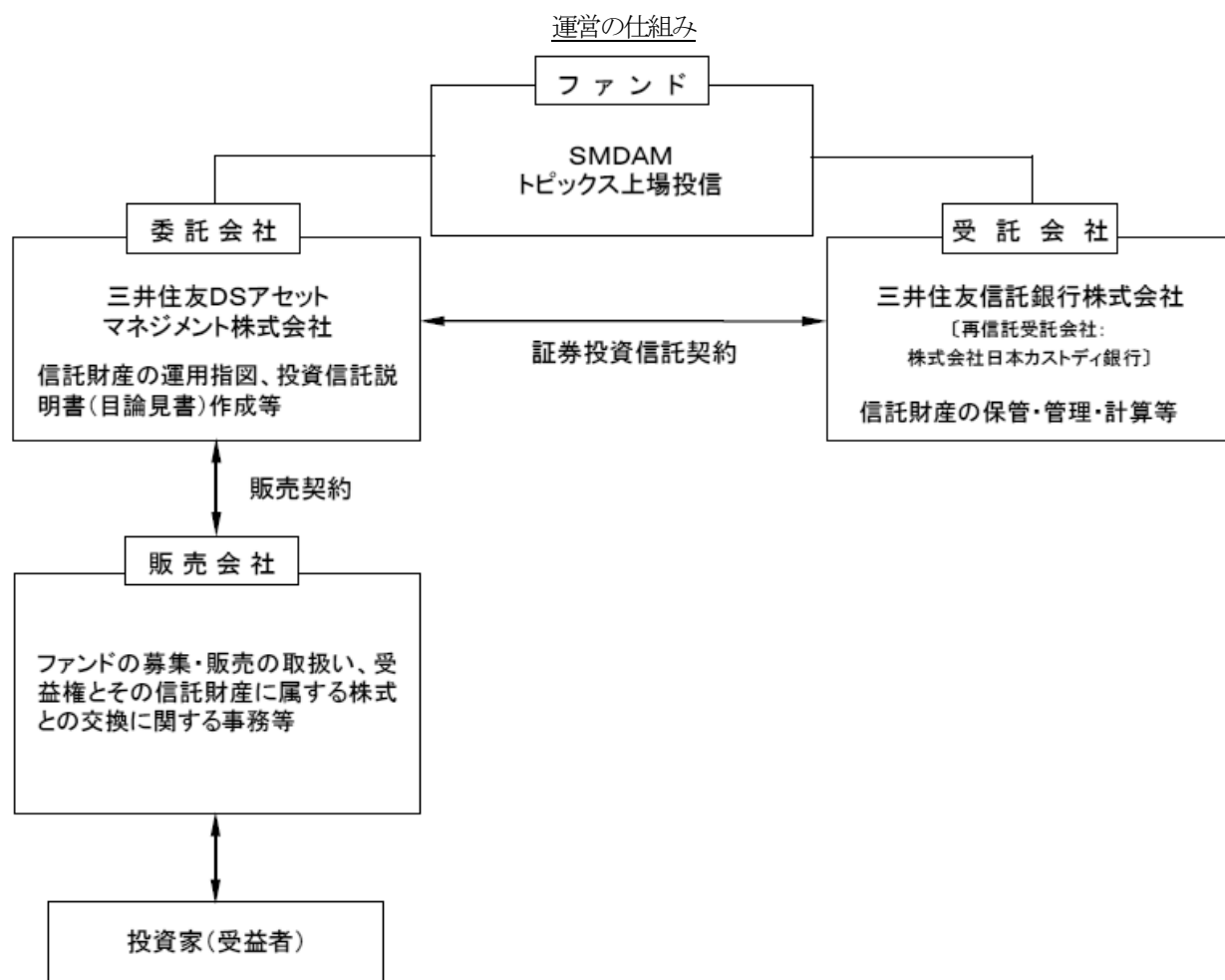
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行います。



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20 億円 (2025 年 4 月 30 日現在)

(ロ) 会社の沿革

1985 年 7 月 15 日	三生投資顧問株式会社設立
1987 年 2 月 20 日	証券投資顧問業の登録
1987 年 6 月 10 日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999 年 1 月 1 日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999 年 2 月 5 日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000 年 1 月 27 日	証券投資信託委託業の認可取得
2002 年 12 月 1 日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013 年 4 月 1 日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019 年 4 月 1 日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

(2025 年 4 月 30 日現在)

名称	住所	所有	比率
----	----	----	----

		株式数 (株)	(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- イ 当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。
 - ロ 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
 - ハ 上記イの基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。
 - ニ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
 - ホ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
 - ヘ 安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。
- (イ) 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

ファンドの特色

1

TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に投資します。
- 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。



TOPIX（東証株価指数）とは

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する株価指数です。
日本の株式市場を投資対象とする金融商品の運用目標や評価の基準（ベンチマーク）として広く利用されています。

2

上場投資信託（ETF）であり、通常の投資信託とは仕組みが異なります。

- 受益権は、東京証券取引所に上場しており、株式と同様に売買可能です。
 - 売買単位は、10口単位です。
 - 取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、株式により行います。
 - 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、ユニット（対象指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象指数の動きに連動すると想定する、各銘柄の株式からなるポートフォリオ）単位で、株式による取得申込みを行うことができます。
 - 委託会社は、取得申込受付日に適用されるユニットの銘柄および株数を決定し、販売会社に提示します。
 - 原則として、金銭による取得申込みはできません。
- 受益権を株式と交換することができます。
 - 一定口数以上の受益権を保有する受益者は、当該受益権を当該受益権に相当する信託財産に属する株式と交換することができます。
 - 解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

3

年2回（4月および10月の8日）決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- 経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。
- 売買益（評価損益を含みます。）からの分配は行いません。
- 分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

■ファンドの運用は、運用部 株式クオンツグループが行います。



完全法とは

指数を構成するすべての銘柄について、その時価構成比率に合わせて保有し、ポートフォリオを構築する方法です。すべての銘柄へ投資する必要があるため、信用不安が懸念される銘柄も原則として組み入れる点にも留意する必要があります。

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項> https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

TOPIXの著作権など

- ・TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・JPXは、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXにかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ・JPXは、TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・JPXは、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・JPXは、委託会社または当ファンドの購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対

しても責任を有しません。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類（本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
4. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託財産を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株式
2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

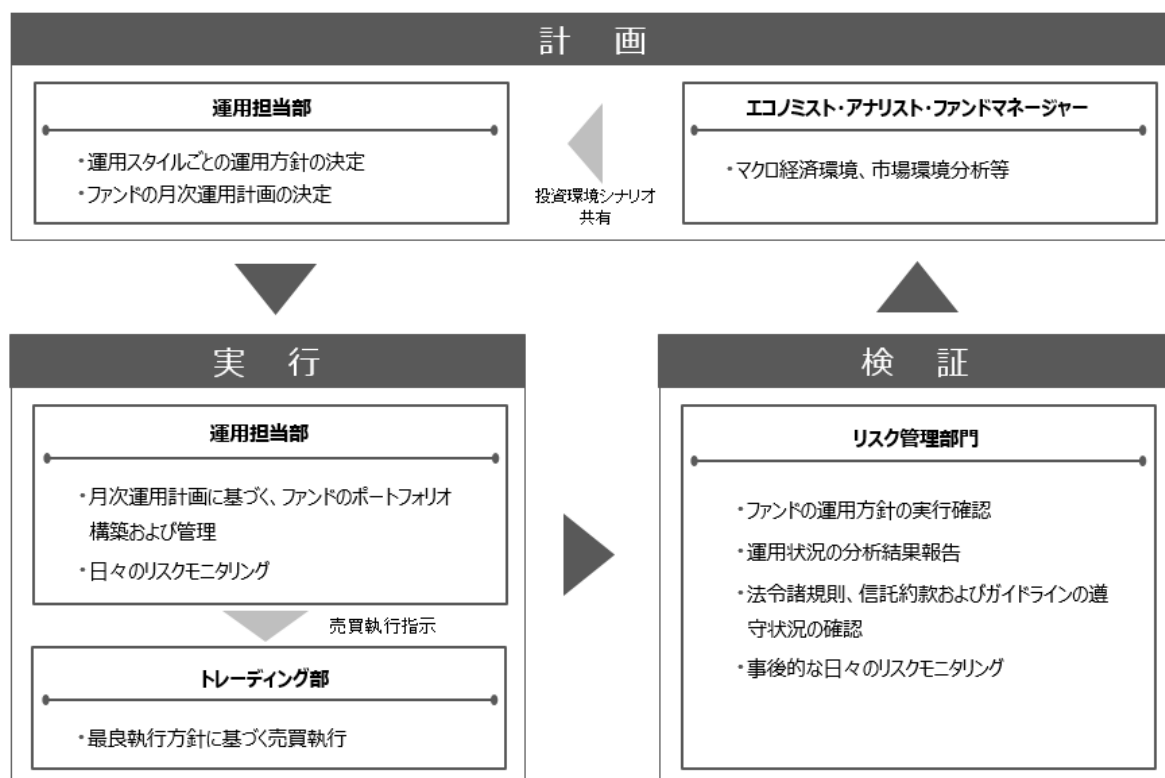
ハ 投資対象とする金融商品

上記ロの規定にかかわらず、この信託の設定、交換、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託財産を次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

- イ 毎計算期末（年2回。4月、10月の各8日。）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付株式にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ロ 売買益（評価損益を含みます。）からの分配は行いません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、前記「（1）投資方針」に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 外貨建資産への投資は行いません。
- ハ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人

投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ 投資する株式の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場している株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

ホ 先物取引等の運用指図

委託会社は、日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ヘ 株式の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
- (ハ) 委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとし、

ト デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

II 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとし、

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとし、

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

a. 対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、TOPIX（東証株価指数）の変動率に一致させることを目的として運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの変動率に一致しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- ・取得申込みの一部が金銭にて行われた場合、または組入銘柄の配当金や権利処理等によって、ファンド内に現金が発生すること
- ・組入銘柄の配当金を受け取ること（対象インデックスは配当金を含まない指数です。）

b. 基準価額と取引価格の乖離にかかる留意点

ファンドは、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当該取引所における需給関係等を反映して決まります。したがって、ファンドの基準価額と取引価格は一致しないことがあります。

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針

等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

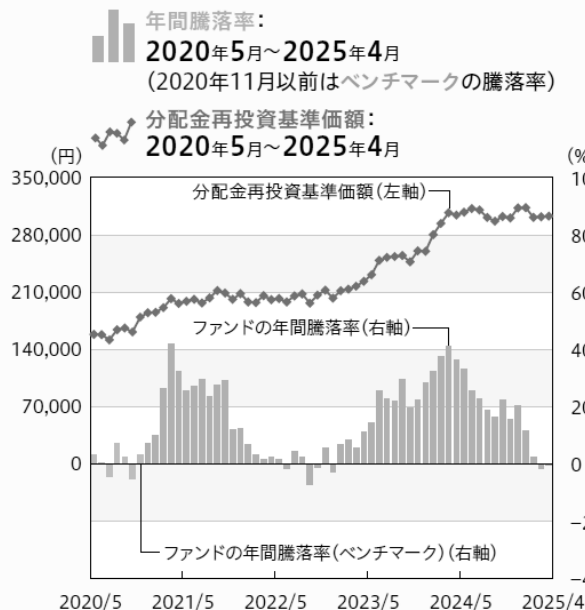
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



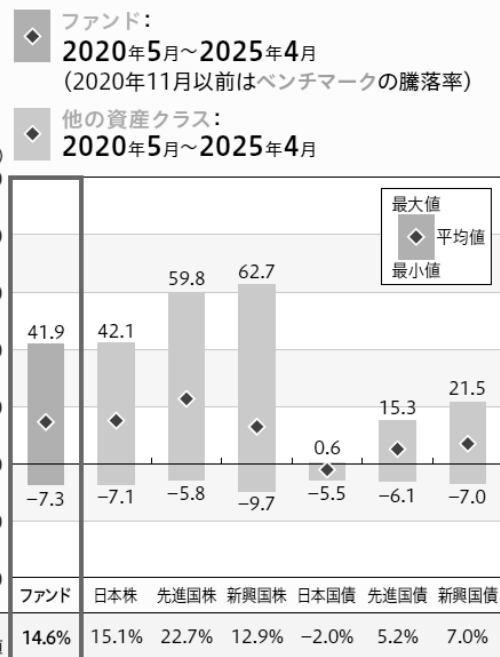
※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドのベンチマークはTOPIX(東証株価指数)です。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

イ 換金手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。

換金手数料は販売会社によるファンドの受益権の交換または買取りの取扱い事務等の対価です。

※詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ロ 信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、以下のイとロの合計額とし、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

- イ 計算期間を通じて毎日、純資産総額に年 0.0814%（税抜き 0.074%）以内の率を乗じて得た額、信託報酬の配分は以下の通りです。

＜信託報酬の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年 0.046%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
受託会社	年 0.028%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行、名義登録・分配金支払事務等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

- ロ ファンドの信託約款に規定する有価証券の貸付けの指図を行った場合は、その品貸料に 55.0%（税抜き 50.0%）以内の率を乗じて得た額とし、その配分については委託会社と受託会社で折半します。

※上記イおよびロの率、委託会社と受託会社の配分は、2025 年 7 月 3 日現在です。（今後、変更される場合があります。）

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を

通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ニ 受益権の上場にかかる費用および消費税等に相当する金額は、信託財産中から支弁することができます。
 - ・ 年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大 0.00825%（税抜き 0.0075%）
 - ・ 追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜き 0.0075%）
- ホ 対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料は、純資産総額に対して、最大年 0.033%（税抜き 0.03%）。ただし、165 万円（税抜き 150 万円）を下回る場合は、165 万円（税抜き 150 万円）
- ※ 上記ニおよびホは、2025 年 7 月 3 日現在のものです。
- ヘ 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日に該当する日において、委託会社の判断により取得申込みを受け付けるときには、配当落または権利落対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額（当該時価総額の 0.15%）を徴収することができるものとします。
- ト 取得申込者がユニットに含まれる株式の発行会社等である場合には、原則として当該株式の時価総額に相当する金額および当該株式を取得するために必要な経費に相当する金額（当該時価総額の 0.15%）を金銭にて支払うものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。

イ 個人受益者の場合

（イ）受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、確定申告は不要です。

また、売却時の損失（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

(ハ) 受益権と現物株式との交換

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記（イ）の受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

(二) 償還時

償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（E T F）、上場不動産投資信託（R E I T）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

ロ 法人受益者の場合

(イ) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

(ロ) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、他の法人所得と合算して課税されます。

収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

(ハ) 受益権と現物株式との交換

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記（イ）の受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

(二) 償還時

償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用が可能です。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限り N I S A（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、N I S Aの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法については、販売会社の口座で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025 年 4 月末現在の情報をもとに作成してい

ます。税法の改正等により、変更されることがあります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

SMDAM トピックス上場投信

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	67,723,186,670	97.69
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,597,909,580	2.31
合計（純資産総額）		69,321,096,250	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。
その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	1,572,055,000	2.27
合計	買建	-	1,572,055,000	2.27

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

SMDAM トピックス上場投信

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025年4月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	949,500	2,431.69	2,308,888,428	2,729.00	2,591,185,500	3.74
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	615,600	3,222.84	1,983,977,600	3,771.00	2,321,427,600	3.35
日本	株式	三菱UFJフィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	1,127,600	1,657.37	1,868,845,600	1,803.50	2,033,626,600	2.93
日本	株式	日立製作所	電気機器	458,700	3,079.46	1,412,548,000	3,518.00	1,613,706,600	2.33
日本	株式	任天堂	その他製 品	112,700	9,848.95	1,109,976,200	11,830.00	1,333,241,000	1.92
日本	株式	三井住友フィナ ンシャルグルー プ	銀行業	363,100	3,180.29	1,154,765,000	3,400.00	1,234,540,000	1.78
日本	株式	リクルートホー ルディングス	サービス 業	135,600	7,501.79	1,017,242,272	7,942.00	1,076,935,200	1.55
日本	株式	キーエンス	電気機器	17,900	53,826.99	963,503,074	59,840.00	1,071,136,000	1.55

日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	167,900	5,074.77	852,054,028	5,708.00	958,373,200	1.38
日本	株式	三菱商事	卸売業	348,800	2,465.42	859,939,250	2,712.00	945,945,600	1.36
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	126,800	6,339.42	803,839,000	7,282.00	923,357,600	1.33
日本	株式	三菱重工業	機械	315,400	2,321.99	732,354,800	2,796.50	882,016,100	1.27
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	235,200	3,319.09	780,649,640	3,580.00	842,016,000	1.21
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	37,800	18,595.24	702,900,000	21,225.00	802,305,000	1.16
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	5,312,700	143.86	764,275,790	149.30	793,186,110	1.14
日本	株式	三井物産	卸売業	271,500	2,596.67	704,997,114	2,898.00	786,807,000	1.14
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	159,500	4,210.41	671,560,660	4,333.00	691,113,500	1.00
日本	株式	信越化学工業	化学	158,900	3,878.37	616,272,300	4,330.00	688,037,000	0.99
日本	株式	KDDI	情報・通信業	263,000	2,379.72	625,867,000	2,523.50	663,680,500	0.96
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	88,200	6,549.78	577,690,400	7,164.00	631,864,800	0.91
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,863,100	203.52	582,702,220	215.90	618,143,290	0.89
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	423,000	1,286.92	544,367,073	1,453.00	614,619,000	0.89
日本	株式	第一三共	医薬品	165,600	3,346.75	554,222,400	3,644.00	603,446,400	0.87
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	12,700	44,544.90	565,720,232	46,980.00	596,646,000	0.86
日本	株式	HOYA	精密機器	34,700	15,075.09	523,105,500	16,780.00	582,266,000	0.84
日本	株式	富士通	電気機器	166,100	2,667.80	443,122,350	3,151.00	523,381,100	0.76
日本	株式	三菱電機	電気機器	183,500	2,480.50	455,171,250	2,760.50	506,551,750	0.73
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	106,700	4,033.85	430,411,700	4,407.00	470,226,900	0.68
日本	株式	中外製薬	医薬品	56,100	6,550.27	367,470,400	8,219.00	461,085,900	0.67
日本	株式	日本電気	電気機器	127,700	2,817.50	359,795,200	3,476.00	443,885,200	0.64

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年4月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式（国内）	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.23
	建設業	2.28
	食料品	3.14
	繊維製品	0.39
	パルプ・紙	0.14
	化学	4.68
	医薬品	4.21
	石油・石炭製品	0.47
	ゴム製品	0.63
	ガラス・土石製品	0.61

	鉄鋼	0.81
	非鉄金属	0.77
	金属製品	0.48
	機械	5.41
	電気機器	16.82
	輸送用機器	7.27
	精密機器	2.09
	その他製品	3.15
	電気・ガス業	1.28
	陸運業	2.43
	海運業	0.61
	空運業	0.34
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	7.68
	卸売業	6.74
	小売業	4.79
	銀行業	8.43
	証券、商品先物取引業	0.80
	保険業	3.34
	その他金融業	1.09
	不動産業	1.93
	サービス業	4.44
合 計		97.69

②【投資不動産物件】

SMDAM トピックス上場投信

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

SMDAM トピックス上場投信

2025年4月30日現在

種類	国／ 地域	取引所 等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	TOPIX 先物 0706 月 2025年 6月	買建	59	日本・円	1,438,106,100	1,572,055,000	2.27

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

SMDAM トピックス上場投信

年月日	純資産総額 (円)		1口当たりの 純資産額 (円)		東京証券取引所取引価格 (円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1期 (2020年4月8日)	28,476,872,305	28,845,250,742	1,426.25	1,444.70	1,403.0
第2期 (2020年10月8日)	13,690,167,278	13,800,386,480	1,658.18	1,671.53	1,653.0
第3期 (2021年4月8日)	25,894,245,795	26,122,473,394	1,958.28	1,975.54	1,955.0
第4期 (2021年10月8日)	32,036,068,455	32,308,202,064	1,970.66	1,987.40	1,974.0
第5期 (2022年4月8日)	34,866,144,577	35,265,138,101	1,907.62	1,929.45	1,900.0
第6期 (2022年10月8日)	39,103,795,420	39,523,698,151	1,921.19	1,941.82	1,925.0
第7期 (2023年4月8日)	42,486,166,828	43,045,569,709	1,980.75	2,006.83	1,981.5
第8期 (2023年10月8日)	47,036,066,288	47,529,751,114	2,282.80	2,306.76	2,282.5
第9期 (2024年4月8日)	65,100,500,413	65,783,278,857	2,752.65	2,781.52	2,751.0
第10期 (2024年10月8日)	64,671,232,224	65,387,265,881	2,724.01	2,754.17	2,719.0
第11期 (2025年4月8日)	60,741,841,004	61,564,122,402	2,452.48	2,485.68	2,451.0
2024年4月末日	60,080,855,285	-	2,767.94	-	2,766.0
5月末日	60,762,765,458	-	2,799.36	-	2,803.0
6月末日	61,641,023,948	-	2,839.82	-	2,845.5
7月末日	61,401,669,830	-	2,824.06	-	2,727.0
8月末日	65,102,435,101	-	2,742.17	-	2,739.0
9月末日	64,096,890,978	-	2,699.82	-	2,785.0
10月末日	70,032,540,493	-	2,720.86	-	2,727.5
11月末日	69,659,722,916	-	2,706.37	-	2,710.5
12月末日	66,907,514,658	-	2,815.54	-	2,813.0
2025年1月末日	64,222,238,042	-	2,819.19	-	2,820.0
2月末日	61,776,061,302	-	2,711.81	-	2,700.0
3月末日	64,625,172,590	-	2,717.70	-	2,728.5
4月末日	69,321,096,250	-	2,690.33	-	2,677.5

(注1) 計算期間末日が休日の場合は、前営業日の東京証券取引所取引価格を表示しております。

(注2) 各月末日における東京証券取引所取引価格は、原則として、該当月の最終営業日における終値を表示しておりますが、終値がない場合には、その直近値を表示しております。

② 【分配の推移】

SMDAM トピックス上場投信

	計算期間	1口当たり分配金 (円)
第1期	2019年12月13日～2020年4月8日	18.45

第2期	2020年4月9日～2020年10月8日	13.35
第3期	2020年10月9日～2021年4月8日	17.26
第4期	2021年4月9日～2021年10月8日	16.74
第5期	2021年10月9日～2022年4月8日	21.83
第6期	2022年4月9日～2022年10月8日	20.63
第7期	2022年10月9日～2023年4月8日	26.08
第8期	2023年4月9日～2023年10月8日	23.96
第9期	2023年10月9日～2024年4月8日	28.87
第10期	2024年4月9日～2024年10月8日	30.16
第11期	2024年10月9日～2025年4月8日	33.20

③【収益率の推移】

SMDAM トピックス上場投信

	収益率 (%)
第1期	△15.7
第2期	17.2
第3期	19.1
第4期	1.5
第5期	△2.1
第6期	1.8
第7期	4.5
第8期	16.5
第9期	21.8
第10期	0.1
第11期	△8.7

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。ただし、第1期については、第1期計算期間末の分配付基準価額から当初元本（1口当たり1,713円）を控除した額を当初元本（1口当たり1,713円）で除した値としております。

(4)【設定及び解約の実績】

SMDAM トピックス上場投信

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	21,939,400	1,973,089
第2期	1,981,000	13,691,191
第3期	4,966,800	0
第4期	6,972,300	3,938,732
第5期	3,980,930	1,960,115

第 6 期	5, 972, 150	3, 895, 467
第 7 期	4, 986, 640	3, 891, 129
第 8 期	4, 991, 880	5, 836, 835
第 9 期	3, 996, 350	950, 790
第 10 期	2, 998, 170	2, 907, 103
第 11 期	3, 985, 070	2, 958, 727

(注 1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

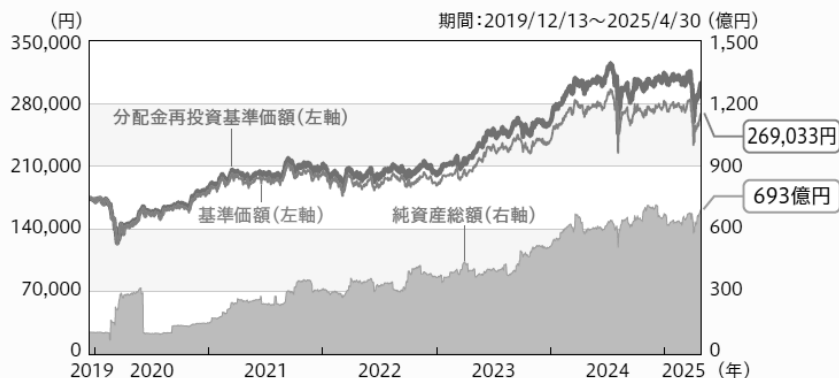
(注 2) 解約口数は、交換口数を表示しております。

《参考情報》

基準日:2025年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、100口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年4月	3,320円
2024年10月	3,016円
2024年4月	2,887円
2023年10月	2,396円
2023年4月	2,608円
設定来累計	25,053円

※分配金は100口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	97.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.31
合計(純資産総額)		100.00

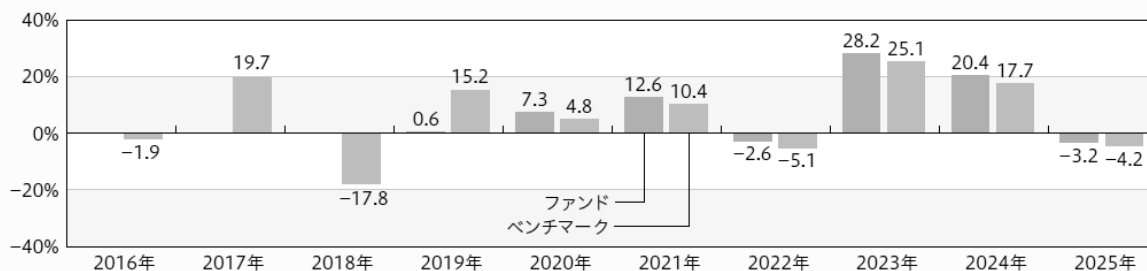
※株価指数先物取引の買建て 2.27%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.74
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3.35
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.93
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.33
日本	株式	任天堂	その他製品	1.92
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.78
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1.55
日本	株式	キーエンス	電気機器	1.55
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1.38
日本	株式	三菱商事	卸売業	1.36

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。
※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
※ベンチマーク(TOPIX(東証株価指数))の情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) 当ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドの取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する株式をもって取得の申込みを行うものとします。当該株式は、対象指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象指数の動きに連動すると想定する、各銘柄の株式からなるポートフォリオ（ユニット）とします。

なお、当該ユニットの評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭をもって支払うものとします。

(ロ) 原則として、当ファンドの取得申込者が、委託会社が別に定める時限（営業日の午後3時30分）までに取得申込みを行い、販売会社所定の事務手続きが完了した場合には、その申込みの日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受け付けます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる株式および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と当該販売会社（当該販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。

なお、当ファンドの金融商品取引清算機関は下記の通りです。

株式会社日本証券クリアリング機構

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 当ファンドの取得申込者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みにかかるユニットのうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に取得申込みにかかるユニットに含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額（当該株式の個別銘柄時価総額に0.15%の率を乗じて得た額）を徴収します。

(ホ) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下に定める日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して2営業日間
2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間
3. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
5. 上記1.～4.のほか、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ただし、委託会社は、上記に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。

- (ヘ) 上記(ホ) 1. に該当する日（対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日を除きます。）において、当ファンドの取得申込みを受け付けるときには、当該取得申込みにかかるユニットのうち、配当落または権利落対象銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受け付ける場合があります。この場合において、委託会社は、当該対象銘柄を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額（当該株式の個別銘柄時価総額に0.15%の率を乗じて得た額）を徴収します。
- (ト) 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めたとき、またはその他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消させていただく場合があります。

ロ 申込価額

取得申込受付日の基準価額となります。

ハ 申込手数料

販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

1ユニット以上1ユニット単位とします。

取得申込みにかかる口数は、委託会社が定めるものとし、100口の整数倍とします。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する株式等を販売会社に引き渡すものとします。

振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する株式等は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

イ 信託契約の一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、信託期間中において、解約請求（一部解約の実行請求）をすることはできません。

ロ 交換請求

- (イ) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、当該受益権と信託財産に属する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

原則として、委託会社は、委託会社が別に定める時限（営業日の午後3時30分）までに交換請求が行われ、販売会社所定の事務手続きが完了した場合には、その請求の日を交換請求受付日として、当該交換請求を受け付けます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

受益者は、交換請求にかかる一定口数（当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日において委託会社が対象指数の動きに連動すると想定する、対象指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当するものとして、委託会社が定める口数をいい、以下「交換請求口数」といいます。）の整数倍の受益権をもって交換請求を行うことができます。

受益者が交換請求を行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (ロ) 販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。
- なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消にかかる手続きおよび交換株式にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に交換請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (ハ) 委託会社は、受益者から提示された口数の振替受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株式の株数と、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切り上げます。）を計算します。
- 交換にかかる受益権の価額は交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の株式の株数は、交換請求受付日における当該株式の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。以下同じ。）の整数倍とします。
- 販売会社は、交換時において、当該手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を当該交換請求を行った受益者から徴収することができるものとします。
- (ニ) 委託会社は、受託会社に対し、上記（ハ）により計算された口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行った受益者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、上記（ハ）の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、上記（ハ）の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に上記（ハ）に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。
- (ホ) 受託会社は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託会社の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替の請求を行うものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、交換の請求を受け付けた販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、受託会社は、上記（ニ）に掲げる手続きにかかわらず、委託会社の指図に従い、

振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替の請求を行うものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。

- (へ) 委託会社は、交換請求の受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものと取り扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- (ト) 受託会社は、委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび上記(へ)の抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものと取り扱います。
- (チ) 申込不可日

上記にかかわらず、交換請求受付日が以下に定める日に当たる場合には、交換請求の受け付けは行いません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して2営業日間
2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間
3. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
5. 上記1.～4.のほか、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお委託会社は、上記に定める日における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行うことができます。

- (リ) 上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めたとき、またはその他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた交換請求の受け付けを取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

ハ 受益権の買取請求

販売会社は、以下(イ)、(ロ)に該当する場合で受益者の請求があるときは、その翌営業日を買取請求受付日としてその受益権を買い取ります。ただし、(ロ)の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

(イ) 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

(ロ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取り時において、当該手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を当該買取請求を行った受益者から徴収することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該買取り停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドでは100口当たりの価額で表示されます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2019年12月13日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、信託財産の一部を受益権と交換することにより受益権の口数が200万口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中において次の1.～3.に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 2. 対象指数が廃止された場合
 3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合なお、上記1.に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。
- c. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c～eまでの取扱いとは、委託会社が上記aの規定に基づいて信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記bの規定に基づいて信託契約を解約する場合、および信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c～eまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱い、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ハ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ニ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ホ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ヘ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、

日本経済新聞に掲載します。

ト 運用報告書（運用状況に係る情報）

投資信託及び投資法人に関する法律の規定により、運用報告書の作成、交付は行いません。

チ 総経費率の開示

委託会社のホームページに、ファンドの計算期間における総経費率を掲載します。

リ 金融商品取引所への上場

委託会社および受託会社は、当ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

委託会社および受託会社は、当ファンドの受益権が上場された場合には、当該金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録[※]されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

※受託会社は、ファンドにかかる受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。以下同じ。）その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権にかかる受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。

なお、受益者はファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴収することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金について未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

受益者が、支払開始日から5年間、収益分配金の支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

償還は、信託終了日現在において受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。

償還金の支払いは、原則として受託会社が、信託終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 交換請求権および買取請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、交換または買取りを請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

書面決議の結果、当ファンドの解約または重大な信託約款の変更が行われる場合は、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 11 期（2024 年 10 月 9 日から 2025 年 4 月 8 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMDAM トピックス上場投信の2024年10月9日から2025年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMDAM トピックス上場投信の2025年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【SMDAM トピックス上場投信】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 10 期 (2024 年 10 月 8 日現在)	第 11 期 (2025 年 4 月 8 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,692,220	2,977,053
コール・ローン	765,705,433	526,201,614
株式	63,835,861,510	59,328,483,465
派生商品評価勘定	46,878,200	8,968,000
未収入金	102,862,887	734,435,884
未収配当金	622,074,044	744,757,458
前払金	-	268,217,000
差入委託証拠金	114,381,374	151,742,652
流動資産合計	65,493,455,668	61,765,783,126
資産合計	65,493,455,668	61,765,783,126
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,855,700	124,328,300
前受金	64,963,000	-
未払金	-	34,572,000
未払収益分配金	716,033,657	822,281,398
未払受託者報酬	9,494,804	10,137,192
未払委託者報酬	15,598,633	16,653,995
その他未払費用	13,277,650	15,969,237
流動負債合計	822,223,444	1,023,942,122
負債合計	822,223,444	1,023,942,122
純資産の部		
元本等		
元本	40,668,622,497	42,426,748,056
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,002,609,727	18,315,092,948
（分配準備積立金）	56,885	14,531
元本等合計	64,671,232,224	60,741,841,004
純資産合計	64,671,232,224	60,741,841,004
負債純資産合計	65,493,455,668	61,765,783,126

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 10 期 自 2024 年 4 月 9 日 至 2024 年 10 月 8 日	第 11 期 自 2024 年 10 月 9 日 至 2025 年 4 月 8 日
営業収益		
受取配当金	753,844,642	863,730,230
受取利息	463,769	1,193,667
有価証券売買等損益	△178,736,078	△6,364,438,733
派生商品取引等損益	2,712,700	△165,329,300
その他収益	120,523	75,621
営業収益合計	578,405,556	△5,664,768,515
営業費用		
受託者報酬	9,494,804	10,137,192
委託者報酬	15,598,633	16,653,995
その他費用	13,277,687	15,969,287
営業費用合計	38,371,124	42,760,474
営業利益又は営業損失 (△)	540,034,432	△5,707,528,989
経常利益又は経常損失 (△)	540,034,432	△5,707,528,989
当期純利益又は当期純損失 (△)	540,034,432	△5,707,528,989
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	-	-
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	24,587,875,687	24,002,609,727
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,843,972,106	3,947,974,817
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,843,972,106	3,947,974,817
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,253,238,841	3,105,681,209
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,253,238,841	3,105,681,209
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	716,033,657	822,281,398
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	24,002,609,727	18,315,092,948

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 11 期
	自 2024 年 10 月 9 日 至 2025 年 4 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 10 期 (2024 年 10 月 8 日現在)	第 11 期 (2025 年 4 月 8 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	23,741,169 口	24,767,512 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2,724.01 円 (100 口当たりの純資産額 272,401 円)	1 口当たり純資産額 2,452.48 円 (100 口当たりの純資産額 245,248 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 10 期 自 2024 年 4 月 9 日 至 2024 年 10 月 8 日	第 11 期 自 2024 年 10 月 9 日 至 2025 年 4 月 8 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (716,057,810 円) および分配準備積立金	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (822,239,044 円) および分配準備積立金

	(32,732 円) より、分配対象収益は 716,090,542 円 (100 口当たり 3,016.23 円) で あり、うち 716,033,657 円 (100 口当たり 3,016 円) を分配金額としております。	(56,885 円) より、分配対象収益は 822,295,929 円 (100 口当たり 3,320.05 円) で あり、うち 822,281,398 円 (100 口当たり 3,320 円) を分配金額としております。
--	---	---

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 11 期 自 2024 年 10 月 9 日 至 2025 年 4 月 8 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 11 期 (2025 年 4 月 8 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 10 期（自 2024 年 4 月 9 日 至 2024 年 10 月 8 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△421,912,366 円
合計	△421,912,366 円

第 11 期（自 2024 年 10 月 9 日 至 2025 年 4 月 8 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△6,423,834,191 円
合計	△6,423,834,191 円

（デリバティブ取引に関する注記）

第 10 期（2024 年 10 月 8 日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	時 価	評価損益
-----	-----	---------	-----	------

			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX 先物 0612 月 小計	1,524,007,500 1,524,007,500	- -	1,568,030,000 1,568,030,000	44,022,500 44,022,500
合 計		1,524,007,500	-	1,568,030,000	44,022,500

第 11 期（2025 年 4 月 8 日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX 先物 0706 月 小計	1,599,795,300 1,599,795,300	- -	1,484,435,000 1,484,435,000	△115,360,300 △115,360,300
合 計		1,599,795,300	-	1,484,435,000	△115,360,300

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 11 期 自 2024 年 10 月 9 日 至 2025 年 4 月 8 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第 10 期 (2024 年 10 月 8 日現在)	第 11 期 (2025 年 4 月 8 日現在)
期首元本額	40,512,624,726 円	40,668,622,497 円
期中追加設定元本額	5,135,865,210 円	6,826,424,910 円
期中一部交換元本額	4,979,867,439 円	5,068,299,351 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

(単位：円)

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	800	3,920.000	3,136,000	
ニッスイ	24,200	839.800	20,323,160	
マルハニチロ	3,600	3,049.000	10,976,400	
ユキグニファクトリー	2,100	1,051.000	2,207,100	
カネコ種苗	1,300	1,393.000	1,810,900	
サカタのタネ	2,700	3,210.000	8,667,000	
ホクト	2,000	1,812.000	3,624,000	
住石ホールディングス	3,200	625.000	2,000,000	
日鉄鉱業	1,000	5,690.000	5,690,000	
I N P E X	72,200	1,781.500	128,624,300	
石油資源開発	13,500	1,001.000	13,513,500	
K&Oエナジーグループ	1,000	2,580.000	2,580,000	
ショーボンドホールディングス	3,100	4,711.000	14,604,100	
ミライト・ワン	7,800	2,038.000	15,896,400	
タマホーム	1,800	3,540.000	6,372,000	
第一カッター興業	200	1,330.000	266,000	
安藤・間	14,200	1,311.000	18,616,200	
東急建設	7,400	756.000	5,594,400	
コムシスホールディングス	7,800	2,991.000	23,329,800	
ビーアールホールディングス	4,000	319.000	1,276,000	
高松コンストラクショングループ	1,900	2,626.000	4,989,400	
東建コーポレーション	500	12,580.000	6,290,000	
ヤマウラ	1,500	1,116.000	1,674,000	
オリエンタル白石	9,200	354.000	3,256,800	
大成建設	15,400	6,198.000	95,449,200	
大林組	55,600	1,883.500	104,722,600	
清水建設	45,300	1,255.500	56,874,150	
長谷工コーポレーション	15,700	1,891.000	29,688,700	
松井建設	1,600	871.000	1,393,600	
鹿島建設	37,400	2,857.500	106,870,500	
不動テトラ	800	2,103.000	1,682,400	
鉄建建設	1,400	2,333.000	3,266,200	
西松建設	2,700	4,650.000	12,555,000	
三井住友建設	14,800	415.000	6,142,000	
大豊建設	3,500	697.000	2,439,500	
奥村組	2,700	4,165.000	11,245,500	
東鉄工業	2,100	2,873.000	6,033,300	
浅沼組	6,500	707.000	4,595,500	

戸田建設	21,700	812.500	17,631,250
熊谷組	2,800	3,810.000	10,668,000
矢作建設工業	2,300	1,280.000	2,944,000
ピーエス・コンストラクション	2,200	1,372.000	3,018,400
日本ハウスホールディングス	3,800	318.000	1,208,400
新日本建設	2,300	1,427.000	3,282,100
東亜道路工業	3,400	1,372.000	4,664,800
日本道路	1,900	1,868.000	3,549,200
東亜建設工業	5,400	1,186.000	6,404,400
日本国土開発	4,900	473.000	2,317,700
若築建設	500	3,725.000	1,862,500
東洋建設	4,500	1,255.000	5,647,500
五洋建設	21,700	692.200	15,020,740
世紀東急工業	2,200	1,415.000	3,113,000
福田組	500	4,780.000	2,390,000
住友林業	14,700	4,002.000	58,829,400
大和ハウス工業	50,100	4,869.000	243,936,900
ライト工業	3,400	2,395.000	8,143,000
積水ハウス	50,500	3,122.000	157,661,000
日特建設	1,700	980.000	1,666,000
北陸電気工事	900	1,067.000	960,300
ユアテック	3,700	1,555.000	5,753,500
日本リーテック	1,500	1,428.000	2,142,000
四電工	2,100	1,163.000	2,442,300
中電工	2,500	3,135.000	7,837,500
関電工	9,300	2,568.000	23,882,400
きんでん	11,500	3,146.000	36,179,000
東京エネシス	1,800	987.000	1,776,600
トーエネック	2,600	884.000	2,298,400
住友電設	1,000	4,445.000	4,445,000
日本電設工業	2,300	1,953.000	4,491,900
エクシオグループ	16,900	1,577.500	26,659,750
新日本空調	1,900	1,639.000	3,114,100
九電工	3,800	4,497.000	17,088,600
三機工業	3,900	3,080.000	12,012,000
日揮ホールディングス	17,000	1,013.000	17,221,000
中外炉工業	500	3,105.000	1,552,500
太平電業	900	4,345.000	3,910,500
高砂熱学工業	4,200	5,323.000	22,356,600
朝日工業社	1,800	1,833.000	3,299,400
明星工業	3,100	1,217.000	3,772,700
大気社	4,000	2,121.000	8,484,000
ダイダン	2,300	3,405.000	7,831,500
日比谷総合設備	1,500	3,040.000	4,560,000

飛島ホールディングス	1,600	1,585.000	2,536,000
フィル・カンパニー	300	668.000	200,400
テスホールディングス	4,000	272.000	1,088,000
インフロニア・ホールディングス	17,800	1,136.000	20,220,800
東洋エンジニアリング	2,500	573.000	1,432,500
レイズネクスト	2,500	1,402.000	3,505,000
ニッポン	5,000	2,170.000	10,850,000
日清製粉グループ本社	16,300	1,733.000	28,247,900
日東富士製粉	300	6,770.000	2,031,000
昭和産業	1,700	2,803.000	4,765,100
中部飼料	2,300	1,310.000	3,013,000
フィード・ワン	2,400	836.000	2,006,400
日本甜菜製糖	500	2,155.000	1,077,500
DM三井製糖	1,800	3,205.000	5,769,000
ウェルネオシュガー	600	2,258.000	1,354,800
森永製菓	7,300	2,474.500	18,063,850
中村屋	700	3,130.000	2,191,000
江崎グリコ	4,900	4,585.000	22,466,500
名糖産業	600	1,968.000	1,180,800
井村屋グループ	100	2,325.000	232,500
不二家	900	2,400.000	2,160,000
山崎製パン	11,700	2,871.500	33,596,550
モロゾフ	1,700	1,653.000	2,810,100
亀田製菓	900	3,890.000	3,501,000
寿スピリッツ	9,000	2,199.000	19,791,000
カルビー	7,800	2,774.500	21,641,100
森永乳業	6,100	3,049.000	18,598,900
六甲バター	1,500	1,229.000	1,843,500
ヤクルト本社	24,600	2,841.500	69,900,900
明治ホールディングス	21,300	3,355.000	71,461,500
雪印メグミルク	4,300	2,509.000	10,788,700
プリマハム	2,300	2,172.000	4,995,600
日本ハム	7,200	5,022.000	36,158,400
丸大食品	1,800	1,688.000	3,038,400
S F o o d s	1,900	2,401.000	4,561,900
柿安本店	100	2,954.000	295,400
伊藤ハム米久ホールディングス	2,600	4,100.000	10,660,000
サッポロホールディングス	5,600	7,730.000	43,288,000
アサヒグループホールディングス	126,800	1,902.500	241,237,000
キリンホールディングス	70,400	2,030.500	142,947,200
シマダヤ	500	1,630.000	815,000
宝ホールディングス	11,700	1,150.000	13,455,000
オエノンホールディングス	5,000	419.000	2,095,000
養命酒製造	500	2,885.000	1,442,500

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	11,000	2,326.000	25,586,000
ライフドリンク カンパニー	3,600	1,584.000	5,702,400
サントリー食品インターナショナル	12,100	4,765.000	57,656,500
ダイドーグループホールディングス	1,900	2,837.000	5,390,300
伊藤園	5,600	3,203.000	17,936,800
キーコーヒー	1,900	2,075.000	3,942,500
日清オイリオグループ	2,400	4,695.000	11,268,000
不二製油	3,700	2,971.500	10,994,550
J-オイルミルズ	1,900	1,999.000	3,798,100
キッコーマン	56,200	1,393.500	78,314,700
味の素	78,500	2,794.500	219,368,250
ブルドックソース	800	1,644.000	1,315,200
キューピー	9,400	2,998.000	28,181,200
ハウス食品グループ本社	5,700	2,753.000	15,692,100
カゴメ	7,400	2,849.500	21,086,300
アリアケジャパン	1,900	5,960.000	11,324,000
エバラ食品工業	300	2,621.000	786,300
ニチレイ	13,900	1,806.500	25,110,350
東洋水産	7,900	8,534.000	67,418,600
イートアンドホールディングス	800	2,008.000	1,606,400
ヨシムラ・フード・ホールディングス	800	855.000	684,000
日清食品ホールディングス	20,400	3,000.000	61,200,000
フジッコ	1,800	1,578.000	2,840,400
ロック・フィールド	1,900	1,559.000	2,962,100
日本たばこ産業	102,500	4,027.000	412,767,500
ケンコーマヨネーズ	900	1,764.000	1,587,600
わらべや日洋ホールディングス	1,500	2,048.000	3,072,000
なとり	900	2,023.000	1,820,700
ファーマフーズ	2,100	791.000	1,661,100
ユーグレナ	11,000	443.000	4,873,000
紀文食品	1,600	1,056.000	1,689,600
ピクルスホールディングス	900	911.000	819,900
理研ビタミン	1,600	2,372.000	3,795,200
片倉工業	1,900	2,017.000	3,832,300
グンゼ	2,500	2,448.000	6,120,000
東洋紡	7,300	855.000	6,241,500
ユニチカ	500	138.000	69,000
富士紡ホールディングス	900	4,450.000	4,005,000
倉敷紡績	1,200	5,380.000	6,456,000
シキボウ	2,000	923.000	1,846,000
日本毛織	4,600	1,405.000	6,463,000
帝国繊維	2,000	2,339.000	4,678,000
帝人	16,700	1,179.500	19,697,650

東レ	121,100	942.600	114,148,860
セーレン	3,200	2,151.000	6,883,200
小松マテーレ	4,500	746.000	3,357,000
ワコールホールディングス	3,400	4,879.000	16,588,600
ホギメディカル	2,300	4,200.000	9,660,000
T S I ホールディングス	5,800	1,066.000	6,182,800
ワールド	3,000	2,558.000	7,674,000
三陽商会	1,100	2,683.000	2,951,300
オンワードホールディングス	11,400	544.000	6,201,600
ルックホールディングス	500	2,330.000	1,165,000
ゴールドウイン	2,900	7,805.000	22,634,500
特種東海製紙	800	3,335.000	2,668,000
王子ホールディングス	65,500	595.700	39,018,350
日本製紙	8,600	951.000	8,178,600
北越コーポレーション	9,800	1,084.000	10,623,200
大王製紙	8,000	770.000	6,160,000
レンゴー	14,500	724.400	10,503,800
トーモク	900	2,225.000	2,002,500
ザ・パック	1,500	3,005.000	4,507,500
北の達人コーポレーション	7,100	148.000	1,050,800
クラレ	21,800	1,604.500	34,978,100
旭化成	116,000	947.500	109,910,000
レゾナック・ホールディングス	15,000	2,426.500	36,397,500
住友化学	129,800	305.900	39,705,820
住友精化	700	4,660.000	3,262,000
日産化学	8,600	4,004.000	34,434,400
ラサ工業	600	2,424.000	1,454,400
クレハ	4,000	2,565.000	10,260,000
多木化学	600	2,975.000	1,785,000
テイカ	1,500	1,168.000	1,752,000
石原産業	2,900	1,597.000	4,631,300
日本曹達	4,200	2,651.000	11,134,200
東ソー	23,300	1,892.000	44,083,600
トクヤマ	5,500	2,464.500	13,554,750
セントラル硝子	2,300	2,847.000	6,548,100
東亜合成	8,900	1,296.500	11,538,850
大阪ソーダ	6,500	1,485.000	9,652,500
関東電化工業	3,200	771.000	2,467,200
デンカ	6,500	1,893.000	12,304,500
信越化学工業	152,600	3,879.000	591,935,400
日本カーバイド工業	500	1,605.000	802,500
堺化学工業	1,500	2,381.000	3,571,500
第一稀元素化学工業	1,900	628.000	1,193,200
エア・ウォーター	16,500	1,769.000	29,188,500

日本酸素ホールディングス	16,900	4,365.000	73,768,500
日本化学工業	500	1,915.000	957,500
日本パーカラライジング	8,400	1,091.000	9,164,400
高压ガス工業	2,400	846.000	2,030,400
四国化成ホールディングス	2,200	1,658.000	3,647,600
戸田工業	100	935.000	93,500
ステラ ケミファ	800	3,415.000	2,732,000
保土谷化学工業	1,000	1,358.000	1,358,000
日本触媒	10,400	1,619.000	16,837,600
大日精化工業	1,100	2,752.000	3,027,200
カネカ	4,400	3,355.000	14,762,000
三菱瓦斯化学	13,400	2,103.500	28,186,900
三井化学	14,400	2,952.000	42,508,800
東京応化工業	8,500	2,819.500	23,965,750
大阪有機化学工業	1,700	2,217.000	3,768,900
三菱ケミカルグループ	124,600	650.300	81,027,380
KHネオケム	3,100	2,246.000	6,962,600
ダイセル	20,200	1,151.500	23,260,300
住友ベークライト	4,900	3,007.000	14,734,300
積水化学工業	34,700	2,352.000	81,614,400
日本ゼオン	12,100	1,349.000	16,322,900
アイカ工業	4,500	3,232.000	14,544,000
UBE	8,800	1,944.500	17,111,600
積水樹脂	2,600	1,752.000	4,555,200
旭有機材	900	3,325.000	2,992,500
ニチバン	900	1,915.000	1,723,500
リケンテクノス	4,000	939.000	3,756,000
大倉工業	700	3,635.000	2,544,500
積水化成品工業	2,500	311.000	777,500
群栄化学工業	400	2,790.000	1,116,000
ダイキョーニシカワ	4,000	540.000	2,160,000
森六	900	1,939.000	1,745,100
恵和	1,500	862.000	1,293,000
日本化薬	12,600	1,273.000	16,039,800
カーリット	1,900	988.000	1,877,200
日本精化	900	1,923.000	1,730,700
扶桑化学工業	1,800	3,135.000	5,643,000
トリケミカル研究所	2,100	2,178.000	4,573,800
ADEKA	6,300	2,318.500	14,606,550
日油	17,900	1,880.000	33,652,000
ハリマ化成グループ	1,500	790.000	1,185,000
花王	41,900	6,225.000	260,827,500
第一工業製薬	600	2,392.000	1,435,200
石原ケミカル	700	1,807.000	1,264,900

三洋化成工業	900	3,470.000	3,123,000
大日本塗料	2,100	1,097.000	2,303,700
日本ペイントホールディングス	76,900	1,007.500	77,476,750
関西ペイント	14,900	2,050.000	30,545,000
中国塗料	3,500	1,902.000	6,657,000
藤倉化成	2,200	464.000	1,020,800
太陽ホールディングス	3,000	4,480.000	13,440,000
D I C	6,400	2,674.000	17,113,600
サカタインクス	4,000	1,661.000	6,644,000
a r t i e n c e	3,500	2,767.000	9,684,500
富士フイルムホールディングス	103,600	2,727.000	282,517,200
資生堂	36,000	2,344.500	84,402,000
ライオン	22,700	1,725.500	39,168,850
高砂香料工業	1,400	5,820.000	8,148,000
マンダム	4,000	1,275.000	5,100,000
ミルボン	2,700	2,791.000	7,535,700
コーセー	3,500	5,667.000	19,834,500
コタ	1,500	1,350.000	2,025,000
ポーラ・オルビスホールディングス	9,200	1,235.500	11,366,600
ノエビアホールディングス	1,700	4,125.000	7,012,500
新日本製薬	900	2,263.000	2,036,700
I - n e	400	1,440.000	576,000
アクシージア	800	402.000	321,600
エスター	1,500	1,442.000	2,163,000
コニシ	5,500	1,067.000	5,868,500
長谷川香料	3,200	2,640.000	8,448,000
小林製薬	4,400	5,215.000	22,946,000
荒川化学工業	1,800	971.000	1,747,800
メック	1,700	2,045.000	3,476,500
日本高純度化学	400	2,836.000	1,134,400
タカラバイオ	5,000	746.000	3,730,000
J C U	2,000	2,996.000	5,992,000
O A T アグリオ	500	1,841.000	920,500
デクセリアルズ	14,000	1,545.000	21,630,000
アース製薬	1,800	4,885.000	8,793,000
北興化学工業	1,800	1,116.000	2,008,800
大成ラミックグループ	400	2,327.000	930,800
クミアイ化学工業	6,900	740.000	5,106,000
日本農薬	3,100	702.000	2,176,200
アキレス	900	1,222.000	1,099,800
有沢製作所	3,100	1,233.000	3,822,300
日東電工	54,600	2,448.500	133,688,100
レック	2,400	1,096.000	2,630,400
三光合成	2,300	547.000	1,258,100

ZACROS	1,700	3,645.000	6,196,500
前澤化成工業	900	1,687.000	1,518,300
未来工業	600	3,370.000	2,022,000
JSP	1,500	1,822.000	2,733,000
エフピコ	3,600	2,900.000	10,440,000
信越ポリマー	4,000	1,355.000	5,420,000
ニフコ	5,600	3,277.000	18,351,200
バルカー	1,600	2,660.000	4,256,000
ユニ・チャーム	108,200	1,199.500	129,785,900
協和キリン	20,600	2,076.000	42,765,600
武田薬品工業	152,800	4,211.000	643,440,800
アステラス製薬	150,800	1,341.000	202,222,800
住友ファーマ	10,200	564.000	5,752,800
塩野義製薬	57,200	2,266.500	129,643,800
日本新薬	4,600	3,405.000	15,663,000
中外製薬	53,900	6,542.000	352,613,800
科研製薬	3,300	4,465.000	14,734,500
エーザイ	22,400	3,738.000	83,731,200
ロート製薬	17,500	2,160.000	37,800,000
小野薬品工業	33,500	1,682.500	56,363,750
久光製薬	4,000	3,918.000	15,672,000
持田製薬	2,000	2,980.000	5,960,000
参天製薬	31,300	1,402.000	43,882,600
扶桑薬品工業	600	2,178.000	1,306,800
ツムラ	5,500	4,057.000	22,313,500
キッセイ薬品工業	2,800	3,650.000	10,220,000
生化学工業	3,000	659.000	1,977,000
栄研化学	3,200	2,081.000	6,659,200
鳥居薬品	800	4,225.000	3,380,000
JCRファーマ	5,800	430.000	2,494,000
東和薬品	2,600	2,458.000	6,390,800
富士製薬工業	1,600	1,249.000	1,998,400
ゼリア新薬工業	2,400	2,196.000	5,270,400
ネクセラファーマ	8,000	747.000	5,976,000
第一三共	159,000	3,356.000	533,604,000
杏林製薬	4,000	1,402.000	5,608,000
大幸薬品	3,400	255.000	867,000
ダイト	1,500	2,117.000	3,175,500
大塚ホールディングス	42,500	7,290.000	309,825,000
ペプチドリーム	8,700	1,842.500	16,029,750
セルソース	700	615.000	430,500
あすか製薬ホールディングス	1,800	2,169.000	3,904,200
サワイグループホールディングス	10,600	1,858.000	19,694,800
日本コークス工業	16,100	79.000	1,271,900

ニチレキグループ	2,700	2,129.000	5,748,300
ユシロ	800	1,748.000	1,398,400
富士石油	6,300	262.000	1,650,600
出光興産	81,500	887.000	72,290,500
ENEOSホールディングス	288,900	659.700	190,587,330
コスモエネルギーホールディングス	5,200	5,641.000	29,333,200
横浜ゴム	8,800	2,767.000	24,349,600
TOYO TIRE	10,100	2,350.500	23,740,050
ブリヂストン	50,200	5,469.000	274,543,800
住友ゴム工業	17,000	1,466.500	24,930,500
藤倉コンポジット	1,700	1,240.000	2,108,000
オカモト	800	4,830.000	3,864,000
フコク	800	1,419.000	1,135,200
ニッタ	1,800	3,385.000	6,093,000
住友理工	2,900	1,377.000	3,993,300
三ツ星ベルト	2,100	3,350.000	7,035,000
バンドー化学	2,500	1,430.000	3,575,000
日東紡績	2,100	3,355.000	7,045,500
AGC	16,800	4,077.000	68,493,600
日本板硝子	900	347.000	312,300
日本電気硝子	6,100	3,151.000	19,221,100
オハラ	700	928.000	649,600
住友大阪セメント	2,900	3,482.000	10,097,800
太平洋セメント	10,400	3,595.000	37,388,000
日本ヒューム	1,700	1,771.000	3,010,700
日本コンクリート工業	3,400	317.000	1,077,800
三谷セキサン	700	5,620.000	3,934,000
アジアパイルホールディングス	2,600	848.000	2,204,800
東海カーボン	16,300	819.000	13,349,700
日本カーボン	800	3,890.000	3,112,000
東洋炭素	1,400	3,510.000	4,914,000
ノリタケ	1,900	3,260.000	6,194,000
TOTO	11,900	3,434.000	40,864,600
日本碍子	19,700	1,640.500	32,317,850
日本特殊陶業	14,200	4,133.000	58,688,600
MARUWA	600	24,335.000	14,601,000
品川リフラクトリーズ	2,200	1,494.000	3,286,800
黒崎播磨	1,600	2,239.000	3,582,400
ヨータイ	900	1,638.000	1,474,200
フジミインコーポレーテッド	4,800	1,697.000	8,145,600
ニチアス	4,400	4,397.000	19,346,800
ニチハ	2,200	2,827.000	6,219,400
日本製鉄	89,300	2,907.000	259,595,100
神戸製鋼所	36,000	1,549.500	55,782,000

中山製鋼所	4,200	686.000	2,881,200
合同製鐵	800	3,560.000	2,848,000
J F Eホールディングス	52,600	1,638.500	86,185,100
東京製鐵	5,200	1,566.000	8,143,200
共英製鋼	1,900	1,730.000	3,287,000
大和工業	3,200	7,245.000	23,184,000
東京鐵鋼	700	5,440.000	3,808,000
大阪製鐵	700	2,503.000	1,752,100
淀川製鋼所	1,800	5,400.000	9,720,000
中部鋼鈑	1,900	1,925.000	3,657,500
丸一鋼管	5,300	3,174.000	16,822,200
モリ工業	1,500	950.000	1,425,000
大同特殊鋼	9,500	1,004.000	9,538,000
日本冶金工業	1,200	3,665.000	4,398,000
愛知製鋼	1,100	6,900.000	7,590,000
大平洋金属	2,100	1,626.000	3,414,600
新日本電工	10,000	251.000	2,510,000
栗本鐵工所	1,000	4,265.000	4,265,000
三菱製鋼	1,500	1,357.000	2,035,500
日本精線	2,500	1,090.000	2,725,000
エンビプロ・ホールディングス	3,100	414.000	1,283,400
大紀アルミニウム工業所	2,400	874.000	2,097,600
日本輕金属ホールディングス	5,100	1,371.000	6,992,100
三井金属鉱業	4,500	3,549.000	15,970,500
東邦亜鉛	1,000	517.000	517,000
三菱マテリアル	11,800	2,109.000	24,886,200
住友金属鉱山	21,800	2,601.500	56,712,700
DOWAホールディングス	4,600	4,097.000	18,846,200
古河機械金属	2,400	1,859.000	4,461,600
大阪チタニウムテクノロジーズ	3,100	1,531.000	4,746,100
東邦チタニウム	4,300	921.000	3,960,300
U A C J	2,600	4,385.000	11,401,000
C Kサンエツ	400	3,355.000	1,342,000
古河電気工業	6,000	4,270.000	25,620,000
住友電気工業	61,000	2,008.000	122,488,000
フジクラ	19,200	4,293.000	82,425,600
SWCC	2,400	5,590.000	13,416,000
平河ヒューテック	1,245	1,117.000	1,390,665
リョービ	2,000	1,931.000	3,862,000
A R Eホールディングス	7,200	1,713.000	12,333,600
稲葉製作所	700	1,517.000	1,061,900
宮地エンジニアリンググループ	1,900	1,685.000	3,201,500
トーカロ	5,200	1,485.000	7,722,000
SUMCO	32,900	835.100	27,474,790

川田テクノロジーズ	1,400	2,700.000	3,780,000
R S T E C H N O L O G I E S	1,300	2,339.000	3,040,700
東洋製罐グループホールディングス	11,200	2,325.000	26,040,000
ホッカンホールディングス	800	1,585.000	1,268,000
コロナ	900	883.000	794,700
横河ブリッジホールディングス	3,000	2,383.000	7,149,000
三和ホールディングス	17,900	4,391.000	78,598,900
文化シヤッター	4,800	1,847.000	8,865,600
三協立山	2,100	552.000	1,159,200
アルインコ	1,500	928.000	1,392,000
L I X I L	26,300	1,588.000	41,764,400
ノーリツ	2,600	1,619.000	4,209,400
長府製作所	1,900	1,732.000	3,290,800
リンナイ	9,000	3,155.000	28,395,000
日東精工	2,500	535.000	1,337,500
岡部	3,100	825.000	2,557,500
ジーテクト	2,200	1,532.000	3,370,400
東プレ	2,500	1,640.000	4,100,000
高周波熱錬	2,600	905.000	2,353,000
東京製綱	900	1,100.000	990,000
サンコール	3,600	282.000	1,015,200
パイオラックス	2,400	1,982.000	4,756,800
エイチワン	2,000	972.000	1,944,000
日本発条	16,000	1,420.000	22,720,000
中央発條	1,400	1,465.000	2,051,000
立川ブラインド工業	700	1,395.000	976,500
日本製鋼所	5,000	4,566.000	22,830,000
三浦工業	7,400	2,654.500	19,643,300
タクマ	5,700	1,697.000	9,672,900
ツガミ	4,000	1,503.000	6,012,000
オークマ	2,900	2,807.000	8,140,300
芝浦機械	1,900	3,255.000	6,184,500
アマダ	23,800	1,277.500	30,404,500
アイダエンジニアリング	4,000	800.000	3,200,000
F U J I	7,700	1,833.000	14,114,100
牧野フライス製作所	2,000	10,950.000	21,900,000
オーエスジー	7,600	1,526.000	11,597,600
旭ダイヤモンド工業	4,300	737.000	3,169,100
DMG 森精機	11,100	2,233.000	24,786,300
ソディック	4,300	708.000	3,044,400
ディスコ	8,400	26,590.000	223,356,000
日東工器	700	1,620.000	1,134,000
日進工具	1,700	673.000	1,144,100
富士ダイス	2,100	671.000	1,409,100

リケンNPR	1,900	2,112.000	4,012,800
島精機製作所	2,700	777.000	2,097,900
オプトラン	2,800	1,297.000	3,631,600
イワキ	1,200	1,801.000	2,161,200
フリュー	1,900	877.000	1,666,300
ヤマシンフィルタ	4,200	479.000	2,011,800
日阪製作所	1,900	891.000	1,692,900
やまびこ	2,800	1,999.000	5,597,200
野村マイクロ・サイエンス	2,700	2,088.000	5,637,600
平田機工	2,200	1,250.000	2,750,000
PEGASUS	2,000	432.000	864,000
マルマエ	700	1,049.000	734,300
タツモ	1,300	1,502.000	1,952,600
ナブテスコ	11,200	2,028.000	22,713,600
三井海洋開発	2,300	3,450.000	7,935,000
レオン自動機	2,100	1,087.000	2,282,700
SMC	5,200	46,790.000	243,308,000
ホソカワミクロン	1,400	3,460.000	4,844,000
ユニオンツール	600	3,415.000	2,049,000
瑞光	1,500	1,030.000	1,545,000
オイレス工業	2,300	2,049.000	4,712,700
日精エー・エス・ビー機械	600	4,315.000	2,589,000
サトー	2,500	1,887.000	4,717,500
技研製作所	1,700	1,264.000	2,148,800
日本エアテック	900	994.000	894,600
日精樹脂工業	1,500	765.000	1,147,500
ワイエイシイホールディングス	1,900	693.000	1,316,700
小松製作所	85,200	3,897.000	332,024,400
住友重機械工業	10,200	2,777.500	28,330,500
日立建機	7,000	3,595.000	25,165,000
日工	2,600	642.000	1,669,200
巴工業	600	3,980.000	2,388,000
井関農機	2,500	908.000	2,270,000
TOWA	5,800	1,237.000	7,174,600
北川鉄工所	600	1,067.000	640,200
ローツェ	9,400	1,180.000	11,092,000
クボタ	88,300	1,583.000	139,778,900
荏原実業	900	3,170.000	2,853,000
三菱化工機	1,800	1,139.000	2,050,200
月島ホールディングス	2,400	1,669.000	4,005,600
帝国電機製作所	1,500	2,661.000	3,991,500
新東工業	3,400	715.000	2,431,000
澁谷工業	1,700	2,866.000	4,872,200
アイチコーポレーション	2,400	1,234.000	2,961,600

小森コーポレーション	4,400	1,070.000	4,708,000
鶴見製作所	1,500	2,877.000	4,315,500
酒井重工業	600	1,855.000	1,113,000
荏原製作所	36,000	1,914.500	68,922,000
西島製作所	1,700	1,810.000	3,077,000
A I R M A N	1,900	1,623.000	3,083,700
ダイキン工業	22,500	15,640.000	351,900,000
オルガノ	2,600	5,610.000	14,586,000
トーヨーカネツ	500	3,310.000	1,655,000
栗田工業	9,800	4,123.000	40,405,400
椿本チエイン	7,200	1,634.000	11,764,800
木村化工機	1,700	642.000	1,091,400
アネスト岩田	2,600	1,047.000	2,722,200
ダイフク	29,400	3,385.000	99,519,000
サムコ	400	2,190.000	876,000
タダノ	10,000	939.800	9,398,000
フジテック	5,000	5,525.000	27,625,000
C K D	4,900	1,765.000	8,648,500
平和	5,500	2,166.000	11,913,000
理想科学工業	3,100	1,101.000	3,413,100
S A N K Y O	18,700	1,986.000	37,138,200
日本金銭機械	2,100	901.000	1,892,100
マースグループホールディングス	700	2,921.000	2,044,700
ガリレイ	2,300	2,520.000	5,796,000
ダイコク電機	900	2,326.000	2,093,400
竹内製作所	3,100	4,420.000	13,702,000
アマノ	4,900	3,610.000	17,689,000
J U K I	300	369.000	110,700
ジャノメ	1,800	1,041.000	1,873,800
マックス	2,400	3,880.000	9,312,000
グローリー	4,300	2,268.500	9,754,550
新晃工業	5,300	1,102.000	5,840,600
大和冷機工業	2,600	1,546.000	4,019,600
セガサミーホールディングス	15,900	2,686.500	42,715,350
T P R	2,100	2,001.000	4,202,100
ツバキ・ナカシマ	4,900	362.000	1,773,800
ホシザキ	10,700	5,544.000	59,320,800
大豊工業	1,600	513.000	820,800
日本精工	30,900	572.600	17,693,340
N T N	37,900	207.400	7,860,460
ジェイテクト	15,400	949.400	14,620,760
不二越	1,400	2,864.000	4,009,600
日本トムソン	4,700	412.000	1,936,400
T H K	10,100	3,184.000	32,158,400

YUSHIN	1,500	576.000	864,000
前澤給装工業	1,500	1,180.000	1,770,000
イーグル工業	2,000	1,722.000	3,444,000
PILLAR	1,800	3,050.000	5,490,000
キッツ	6,200	1,011.000	6,268,200
マキタ	21,000	3,919.000	82,299,000
三井E&S	9,300	1,427.000	13,271,100
カナデビア	15,100	811.000	12,246,100
三菱重工業	302,900	2,312.000	700,304,800
IHI	14,000	9,764.000	136,696,000
スター精密	3,100	1,576.000	4,885,600
キオクシアホールディングス	7,600	1,800.000	13,680,000
日清紡ホールディングス	13,800	800.800	11,051,040
イビデン	9,700	3,378.000	32,766,600
コニカミノルタ	39,000	408.200	15,919,800
ブラザー工業	23,800	2,378.000	56,596,400
ミネベアミツミ	31,000	1,898.000	58,838,000
日立製作所	440,500	3,072.000	1,353,216,000
三菱電機	176,200	2,480.000	436,976,000
富士電機	10,500	5,509.000	57,844,500
安川電機	19,200	2,925.500	56,169,600
シンフォニア テクノロジー	1,900	5,060.000	9,614,000
明電舎	3,100	3,425.000	10,617,500
山洋電気	600	7,900.000	4,740,000
デンヨー	1,500	2,157.000	3,235,500
PHCホールディングス	3,100	924.000	2,864,400
KOKUSAI ELECTRIC	11,900	1,848.000	21,991,200
ソシオネクスト	17,000	1,469.500	24,981,500
東芝テック	2,400	2,248.000	5,395,200
芝浦メカトロニクス	1,300	5,950.000	7,735,000
マブチモーター	7,800	2,048.500	15,978,300
ニデック	76,600	2,018.500	154,617,100
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	800	262.000	209,600
トレックス・セミコンダクター	800	985.000	788,000
東光高岳	900	1,849.000	1,664,100
ダブル・スコープ	900	205.000	184,500
ダイヘン	1,700	5,460.000	9,282,000
ヤーマン	3,900	876.000	3,416,400
JVCケンウッド	14,800	1,017.000	15,051,600
ミマキエンジニアリング	1,800	1,293.000	2,327,400
大崎電気工業	4,300	744.000	3,199,200
オムロン	16,000	3,925.000	62,800,000
日東工業	2,400	2,844.000	6,825,600
IDEC	2,600	2,176.000	5,657,600

ジーエス・ユアサ コーポレーション	7,600	2,170.500	16,495,800
BUFFALO	900	1,902.000	1,711,800
テクノメディア	400	1,690.000	676,000
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	100	517.000	51,700
日本電気	122,600	2,807.000	344,138,200
富士通	159,500	2,659.500	424,190,250
沖電気工業	8,100	845.000	6,844,500
電気興業	1,000	1,787.000	1,787,000
サンケン電気	1,800	6,480.000	11,664,000
アイホン	800	2,372.000	1,897,600
ルネサスエレクトロニクス	132,200	1,550.000	204,910,000
セイコーエプソン	22,500	2,017.500	45,393,750
ワコム	13,800	492.000	6,789,600
アルバック	3,800	4,279.000	16,260,200
アクセル	1,200	972.000	1,166,400
EIZO	2,700	1,913.000	5,165,100
ジャパンディスプレイ	100	15.000	1,500
日本信号	4,100	821.000	3,366,100
京三製作所	3,900	423.000	1,649,700
能美防災	2,400	2,977.000	7,144,800
ホーチキ	1,500	2,209.000	3,313,500
エレコム	4,300	1,513.000	6,505,900
パナソニック ホールディングス	204,700	1,461.500	299,169,050
シャープ	26,600	788.900	20,984,740
アンリツ	12,200	1,236.500	15,085,300
ソニーグループ	591,200	3,218.000	1,902,481,600
TDK	149,700	1,317.500	197,229,750
帝国通信工業	700	2,023.000	1,416,100
タムラ製作所	7,000	422.000	2,954,000
アルプスアルパイン	14,900	1,292.500	19,258,250
日本電波工業	2,100	679.000	1,425,900
鈴木	900	1,442.000	1,297,800
メイコー	1,900	5,280.000	10,032,000
日本トリム	400	3,620.000	1,448,000
フォスター電機	1,900	1,124.000	2,135,600
SMK	500	2,141.000	1,070,500
ヨコオ	1,700	1,128.000	1,917,600
ホシデン	4,100	1,771.000	7,261,100
ヒロセ電機	2,600	15,315.000	39,819,000
日本航空電子工業	4,500	2,260.000	10,170,000
TOA	2,100	850.000	1,785,000
マクセル	4,000	1,612.000	6,448,000
古野電気	2,300	2,163.000	4,974,900
スミダコーポレーション	3,100	815.000	2,526,500

アイコム	600	2,483.000	1,489,800
リオン	600	2,196.000	1,317,600
横河電機	19,300	2,776.500	53,586,450
新電元工業	1,000	1,775.000	1,775,000
アズビル	47,700	1,077.000	51,372,900
日本光電工業	15,000	1,779.000	26,685,000
チノー	600	1,742.000	1,045,200
日本電子材料	1,000	1,497.000	1,497,000
堀場製作所	3,200	8,609.000	27,548,800
アドバンテス	54,100	5,629.000	304,528,900
エスペック	1,500	2,100.000	3,150,000
キーエンス	17,100	53,630.000	917,073,000
日置電機	800	6,060.000	4,848,000
シスメックス	44,600	2,668.500	119,015,100
日本マイクロニクス	2,700	2,882.000	7,781,400
メガチップス	1,600	3,985.000	6,376,000
OBARA GROUP	1,000	3,180.000	3,180,000
コーセル	2,300	958.000	2,203,400
イリソ電子工業	1,700	2,418.000	4,110,600
オプテックスグループ	3,100	1,430.000	4,433,000
千代田インテグレ	700	2,442.000	1,709,400
レーザーテック	6,700	11,460.000	76,782,000
スタンレー電気	11,400	2,547.500	29,041,500
ウシオ電機	7,800	1,658.500	12,936,300
日本セラミック	1,500	2,528.000	3,792,000
山一電機	1,700	1,822.000	3,097,400
図研	1,600	4,340.000	6,944,000
日本電子	4,200	4,313.000	18,114,600
カシオ計算機	12,500	1,074.500	13,431,250
ファナック	83,000	3,300.000	273,900,000
日本シイエムケイ	4,700	343.000	1,612,100
エンプラス	500	3,685.000	1,842,500
大真空	2,600	487.000	1,266,200
ローム	32,200	1,148.000	36,965,600
浜松ホトニクス	28,200	1,217.000	34,319,400
三井ハイテック	7,400	602.000	4,454,800
新光電気工業	3,900	6,157.000	24,012,300
京セラ	106,700	1,570.000	167,519,000
太陽誘電	8,300	1,932.500	16,039,750
村田製作所	151,000	2,002.500	302,377,500
双葉電子工業	4,100	458.000	1,877,800
ニチコン	4,400	1,063.000	4,677,200
日本ケミコン	300	788.000	236,400
KOA	3,200	788.000	2,521,600

市光工業	3,000	369.000	1,107,000
小糸製作所	16,200	1,661.000	26,908,200
ミツバ	3,100	740.000	2,294,000
S C R E E Nホールディングス	7,100	8,770.000	62,267,000
キャノン電子	2,000	2,153.000	4,306,000
キャノン	85,600	4,171.000	357,037,600
リコー	45,100	1,386.500	62,531,150
象印マホービン	4,900	1,291.000	6,325,900
東京エレクトロン	36,300	18,550.000	673,365,000
イノテック	1,300	1,149.000	1,493,700
トヨタ紡織	7,300	1,812.500	13,231,250
ユニプレス	3,100	933.000	2,892,300
豊田自動織機	14,600	11,410.000	166,586,000
モリタホールディングス	3,000	1,923.000	5,769,000
三櫻工業	2,600	550.000	1,430,000
デンソー	167,900	1,734.000	291,138,600
東海理化電機製作所	4,800	2,020.000	9,696,000
川崎重工業	13,000	6,891.000	89,583,000
名村造船所	4,900	1,776.000	8,702,400
日本車輛製造	600	1,896.000	1,137,600
三菱ロジスネクスト	2,700	1,814.000	4,897,800
日産自動車	215,100	334.900	72,036,990
いすゞ自動車	50,900	1,754.000	89,278,600
トヨタ自動車	910,900	2,428.500	2,212,120,650
日野自動車	24,100	374.000	9,013,400
三菱自動車工業	67,500	368.500	24,873,750
武蔵精密工業	4,300	2,120.000	9,116,000
日産車体	2,500	917.000	2,292,500
新明和工業	5,100	1,293.000	6,594,300
極東開発工業	2,800	2,153.000	6,028,400
トピー工業	1,500	1,915.000	2,872,500
ティラド	400	2,907.000	1,162,800
曙ブレーキ工業	12,100	93.000	1,125,300
タチエス	3,100	1,527.000	4,733,700
N O K	6,800	1,901.000	12,926,800
フタバ産業	4,700	698.000	3,280,600
カヤバ	3,200	2,698.000	8,633,600
大同メタル工業	3,400	457.000	1,553,800
プレス工業	6,800	503.000	3,420,400
太平洋工業	4,000	1,184.000	4,736,000
アイシン	36,500	1,469.000	53,618,500
マツダ	52,600	834.200	43,878,920
本田技研工業	406,100	1,284.000	521,432,400
スズキ	138,400	1,563.000	216,319,200

S U B A R U	51,600	2,465.500	127,219,800
ヤマハ発動機	72,800	1,045.500	76,112,400
エクセディ	2,800	3,980.000	11,144,000
豊田合成	5,000	2,397.500	11,987,500
愛三工業	2,800	1,832.000	5,129,600
ヨロズ	1,600	899.000	1,438,400
エフ・シー・シー	3,000	2,781.000	8,343,000
シマノ	7,500	21,160.000	158,700,000
テイ・エス テック	6,500	1,511.500	9,824,750
リガク・ホールディングス	9,100	708.000	6,442,800
テルモ	113,900	2,728.500	310,776,150
日機装	4,100	1,121.000	4,596,100
日本エム・ディ・エム	1,500	500.000	750,000
島津製作所	23,700	3,446.000	81,670,200
J M S	3,000	425.000	1,275,000
長野計器	1,500	1,693.000	2,539,500
ブイ・テクノロジー	800	1,913.000	1,530,400
東京計器	1,500	2,848.000	4,272,000
愛知時計電機	400	1,802.000	720,800
インターアクション	900	1,056.000	950,400
東京精密	3,400	6,925.000	23,545,000
マニー	7,000	1,220.500	8,543,500
ニコン	25,900	1,335.000	34,576,500
トプコン	9,500	3,180.000	30,210,000
オリンパス	95,100	1,783.500	169,610,850
理研計器	2,500	2,417.000	6,042,500
タムロン	2,500	3,055.000	7,637,500
H O Y A	33,300	15,065.000	501,664,500
ノーリツ鋼機	1,800	4,130.000	7,434,000
A&Dホロンホールディングス	2,500	1,502.000	3,755,000
朝日インテック	21,300	2,193.500	46,721,550
シチズン時計	15,800	787.000	12,434,600
メニコン	6,500	1,132.000	7,358,000
松風	1,600	1,925.000	3,080,000
セイコーグループ	2,700	3,625.000	9,787,500
ニプロ	14,500	1,304.000	18,908,000
三井松島ホールディングス	1,000	3,720.000	3,720,000
パラマウントベッドホールディングス	4,000	2,279.000	9,116,000
トランザクション	1,500	2,219.000	3,328,500
ニホンフラッシュ	1,700	793.000	1,348,100
前田工繊	2,700	1,818.000	4,908,600
アートネイチャー	1,300	734.000	954,200
フルヤ金属	1,800	2,210.000	3,978,000
バンダイナムコホールディングス	46,500	4,612.000	214,458,000

SHOE I	5,100	1,546.000	7,884,600
フランスベッドホールディングス	2,300	1,221.000	2,808,300
パイロットコーポレーション	2,400	3,873.000	9,295,200
萩原工業	900	1,428.000	1,285,200
フジシールインターナショナル	3,400	2,369.000	8,054,600
タカラトミー	7,600	3,020.000	22,952,000
広済堂ホールディングス	6,300	482.000	3,036,600
プロネクス	1,800	1,186.000	2,134,800
TOPPANホールディングス	21,900	3,691.000	80,832,900
大日本印刷	36,000	1,905.000	68,580,000
共同印刷	1,600	939.000	1,502,400
N I S S H A	3,000	1,187.000	3,561,000
TAKARA & COMPANY	900	3,145.000	2,830,500
アシックス	61,500	2,910.000	178,965,000
ツツミ	400	2,132.000	852,800
ローランド	1,500	3,015.000	4,522,500
小松ウオール工業	1,600	1,365.000	2,184,000
ヤマハ	31,300	1,007.000	31,519,100
河合楽器製作所	500	2,488.000	1,244,000
クリナップ	1,800	624.000	1,123,200
ピジョン	11,400	1,665.000	18,981,000
キングジム	1,700	834.000	1,417,800
リンテック	3,300	2,555.000	8,431,500
イトーキ	3,400	1,500.000	5,100,000
任天堂	108,200	9,841.000	1,064,796,200
三菱鉛筆	2,500	2,296.000	5,740,000
タカラスタンダード	4,000	1,708.000	6,832,000
コクヨ	7,600	2,561.000	19,463,600
ナカバヤシ	1,100	480.000	528,000
グローブライド	1,700	1,764.000	2,998,800
オカムラ	5,200	1,840.000	9,568,000
美津濃	5,600	2,335.000	13,076,000
グリムス	200	2,131.000	426,200
東京電力ホールディングス	144,600	408.000	58,996,800
中部電力	62,300	1,602.500	99,835,750
関西電力	82,700	1,597.500	132,113,250
中国電力	29,300	812.700	23,812,110
北陸電力	17,600	757.700	13,335,520
東北電力	45,800	958.600	43,903,880
四国電力	16,300	1,063.000	17,326,900
九州電力	40,200	1,196.000	48,079,200
北海道電力	17,000	669.300	11,378,100
沖縄電力	4,400	892.000	3,924,800
電源開発	13,300	2,433.500	32,365,550

エフオン	900	312.000	280,800
イーレックス	3,100	761.000	2,359,100
レノバ	5,000	543.000	2,715,000
東京瓦斯	32,700	4,544.000	148,588,800
大阪瓦斯	34,100	3,276.000	111,711,600
東邦瓦斯	7,000	3,932.000	27,524,000
北海道瓦斯	3,400	477.000	1,621,800
広島ガス	3,900	332.000	1,294,800
西部ガスホールディングス	1,800	1,669.000	3,004,200
静岡ガス	4,000	1,106.000	4,424,000
メタウォーター	1,400	1,792.000	2,508,800
SBSホールディングス	1,000	2,775.000	2,775,000
東武鉄道	18,100	2,488.000	45,032,800
相鉄ホールディングス	6,000	2,150.000	12,900,000
東急	48,600	1,688.000	82,036,800
京浜急行電鉄	21,800	1,477.000	32,198,600
小田急電鉄	28,900	1,516.500	43,826,850
京王電鉄	8,900	3,735.000	33,241,500
京成電鉄	30,600	1,327.500	40,621,500
富士急行	2,500	2,088.000	5,220,000
東日本旅客鉄道	94,400	2,939.000	277,441,600
西日本旅客鉄道	41,800	2,853.500	119,276,300
東海旅客鉄道	65,700	2,864.000	188,164,800
東京地下鉄	28,700	1,837.000	52,721,900
西武ホールディングス	19,000	3,080.000	58,520,000
鴻池運輸	3,200	2,476.000	7,923,200
西日本鉄道	4,600	2,039.000	9,379,400
ハマキョウレックス	6,100	1,231.000	7,509,100
サカイ引越センター	2,200	2,367.000	5,207,400
近鉄グループホールディングス	17,700	2,934.000	51,931,800
阪急阪神ホールディングス	22,900	3,961.000	90,706,900
南海電気鉄道	7,900	2,310.000	18,249,000
京阪ホールディングス	9,700	3,126.000	30,322,200
神戸電鉄	200	2,323.000	464,600
名古屋鉄道	18,600	1,711.500	31,833,900
山陽電気鉄道	700	1,944.000	1,360,800
ヤマトホールディングス	21,300	1,857.500	39,564,750
山九	4,300	5,789.000	24,892,700
丸全昭和運輸	900	5,710.000	5,139,000
センコーグループホールディングス	11,100	1,425.000	15,817,500
ニッコンホールディングス	10,300	2,702.500	27,835,750
福山通運	1,800	3,480.000	6,264,000
セイノーホールディングス	9,000	2,242.000	20,178,000
神奈川中央交通	400	3,480.000	1,392,000

AZ-COM丸和ホールディングス	5,500	1,151.000	6,330,500
九州旅客鉄道	12,400	3,564.000	44,193,600
SGホールディングス	29,400	1,470.000	43,218,000
NIPPON EXPRESSホールディングス	18,600	2,511.500	46,713,900
日本郵船	35,500	4,482.000	159,111,000
商船三井	32,400	4,851.000	157,172,400
川崎汽船	39,300	1,759.000	69,128,700
NSユニテッド海運	800	3,560.000	2,848,000
飯野海運	6,800	927.000	6,303,600
乾汽船	2,500	1,329.000	3,322,500
日本航空	39,400	2,353.500	92,727,900
ANAホールディングス	46,200	2,647.500	122,314,500
日新	1,500	4,290.000	6,435,000
三菱倉庫	18,800	895.300	16,831,640
三井倉庫ホールディングス	2,000	8,150.000	16,300,000
住友倉庫	4,700	2,677.000	12,581,900
澁澤倉庫	700	2,994.000	2,095,800
日本トランスシティ	3,200	806.000	2,579,200
中央倉庫	800	1,320.000	1,056,000
安田倉庫	900	1,613.000	1,451,700
上組	7,900	3,339.000	26,378,100
キューソー流通システム	900	1,578.000	1,420,200
エーアイテイー	900	1,538.000	1,384,200
日本コンセプト	600	1,642.000	985,200
クロスキャット	900	892.000	802,800
システナ	26,500	333.000	8,824,500
デジタルアーツ	1,100	6,310.000	6,941,000
日鉄ソリューションズ	5,700	3,580.000	20,406,000
キューブシステム	800	921.000	736,800
コア	700	1,600.000	1,120,000
手間いらず	300	2,763.000	828,900
ラクーンホールディングス	1,800	832.000	1,497,600
ソリトンシステムズ	800	1,142.000	913,600
ソフトクリエイトホールディングス	1,600	1,763.000	2,820,800
T I S	18,400	3,805.000	70,012,000
グリーホールディングス	6,000	523.000	3,138,000
GMOペパボ	500	1,320.000	660,000
コーエーテクモホールディングス	13,000	2,067.500	26,877,500
三菱総合研究所	600	4,360.000	2,616,000
ファインデックス	1,600	661.000	1,057,600
ブレインパッド	1,500	926.000	1,389,000
K L a b	300	121.000	36,300
ポールトゥウィンホールディングス	3,100	335.000	1,038,500
ネクソン	37,100	2,034.500	75,479,950

アイスタイル	5,700	427.000	2,433,900
エムアップホールディングス	2,300	1,716.000	3,946,800
エイチームホールディングス	1,900	903.000	1,715,700
セルシス	2,300	1,130.000	2,599,000
エニグモ	2,200	267.000	587,400
コロプラ	7,300	433.000	3,160,900
ブロードリーフ	8,200	615.000	5,043,000
デジタルハーツホールディングス	900	889.000	800,100
メディアドゥ	700	1,565.000	1,095,500
じげん	5,100	407.000	2,075,700
ブイキューブ	300	151.000	45,300
フィックスターズ	2,100	1,470.000	3,087,000
CARTA HOLDINGS	900	1,418.000	1,276,200
オプティム	1,800	587.000	1,056,600
セレス	800	1,977.000	1,581,600
SHIFT	17,700	1,056.500	18,700,050
セック	200	3,975.000	795,000
テクマトリックス	3,900	1,817.000	7,086,300
プロシップ	800	1,911.000	1,528,800
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	4,600	2,742.500	12,615,500
GMOペイメントゲートウェイ	4,000	7,636.000	30,544,000
システムリサーチ	900	1,462.000	1,315,800
インターネットイニシアティブ	8,800	2,648.500	23,306,800
さくらインターネット	2,700	3,290.000	8,883,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	500	1,969.000	984,500
SRAホールディングス	1,000	4,165.000	4,165,000
朝日ネット	2,000	672.000	1,344,000
eBASE	2,400	488.000	1,171,200
アバントグループ	2,400	1,612.000	3,868,800
アドソル日進	1,400	902.000	1,262,800
フリービット	900	1,399.000	1,259,100
コムチュア	2,500	1,501.000	3,752,500
アステリア	300	440.000	132,000
アイル	900	2,021.000	1,818,900
マークライنز	800	2,173.000	1,738,400
メディカル・データ・ビジョン	2,200	370.000	814,000
gumi	3,700	418.000	1,546,600
テラスカイ	700	1,799.000	1,259,300
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	900	2,228.000	2,005,200
ネオジャパン	600	1,382.000	829,200
PR TIMES	300	2,207.000	662,100
ラクス	8,100	1,828.500	14,810,850
ダブルスタンダード	600	1,306.000	783,600
オープンドア	900	530.000	477,000

アカツキ	900	3,015.000	2,713,500
UB I COMホールディングス	500	1,082.000	541,000
カナミックネットワーク	2,000	381.000	762,000
チェンジホールディングス	4,300	1,114.000	4,790,200
オークネット	1,400	1,139.000	1,594,600
オロ	600	2,205.000	1,323,000
ユーザーローカル	600	1,444.000	866,400
PKSHA TECHNOLOGY	1,300	2,620.000	3,406,000
マネーフォワード	4,200	3,580.000	15,036,000
SUN ASTERISK	1,500	479.000	718,500
プラスアルファ・コンサルティング	2,200	1,288.000	2,833,600
電算システムホールディングス	800	2,293.000	1,834,400
APPIER GROUP	5,600	1,150.000	6,440,000
ビジョナル	2,000	6,941.000	13,882,000
ハイマックス	700	1,138.000	796,600
野村総合研究所	37,400	4,972.000	185,952,800
日本システム技術	2,000	1,638.000	3,276,000
インテージホールディングス	1,700	1,629.000	2,769,300
東邦システムサイエンス	600	1,114.000	668,400
ソースネクスト	900	181.000	162,900
シンプレクス・ホールディングス	3,300	2,678.000	8,837,400
HEROZ	600	842.000	505,200
ラクスル	4,500	993.000	4,468,500
メルカリ	9,200	2,178.500	20,042,200
I P S	500	2,013.000	1,006,500
システムサポートホールディングス	600	1,838.000	1,102,800
イーソル	1,900	496.000	942,400
ウイングアーク1 s t	1,900	3,280.000	6,232,000
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	700	894.000	625,800
サーバーワークス	300	2,033.000	609,900
S a n s a n	4,800	1,748.000	8,390,400
ギフトィ	1,700	1,288.000	2,189,600
メドレー	2,000	2,863.000	5,726,000
ベース	700	2,679.000	1,875,300
J M D C	2,300	2,637.500	6,066,250
フォーカスシステムズ	1,500	970.000	1,455,000
クレスコ	2,700	1,100.000	2,970,000
フジ・メディア・ホールディングス	16,700	2,885.500	48,187,850
オービック	31,900	4,452.000	142,018,800
ジャストシステム	2,500	3,170.000	7,925,000
T D C ソフト	3,200	1,124.000	3,596,800
L I N E ヤフー	275,300	500.700	137,842,710
トレンドマイクロ	8,900	9,450.000	84,105,000
I Dホールディングス	900	1,701.000	1,530,900

日本オラクル	3,300	15,035.000	49,615,500
アルファシステムズ	400	3,015.000	1,206,000
フューチャー	4,400	1,637.000	7,202,800
CAC HOLDINGS	1,100	1,926.000	2,118,600
オービックビジネスコンサルタント	2,500	7,154.000	17,885,000
アイティフォー	2,300	1,385.000	3,185,500
東計電算	500	3,945.000	1,972,500
大塚商会	19,600	2,964.500	58,104,200
サイボウズ	2,600	2,469.000	6,419,400
電通総研	1,700	5,890.000	10,013,000
ACCESS	2,000	724.000	1,448,000
デジタルガレージ	2,900	4,205.000	12,194,500
イーエムシステムズ	3,000	710.000	2,130,000
ウェザーニューズ	1,200	3,255.000	3,906,000
C I J	4,500	411.000	1,849,500
ビジネスエンジニアリング	300	3,510.000	1,053,000
WOWOW	1,800	996.000	1,792,800
スカラ	300	364.000	109,200
ANYCOLOR	2,300	3,170.000	7,291,000
IMAGICA GROUP	1,900	489.000	929,100
システムソフト	100	65.000	6,500
アルゴグラフィックス	1,700	4,560.000	7,752,000
マーベラス	3,600	440.000	1,584,000
エイベックス	3,700	1,233.000	4,562,100
B I PROGY	5,300	4,288.000	22,726,400
都築電気	900	2,001.000	1,800,900
TBSホールディングス	8,600	4,237.000	36,438,200
日本テレビホールディングス	15,400	2,998.500	46,176,900
朝日放送グループホールディングス	2,800	638.000	1,786,400
テレビ朝日ホールディングス	4,200	2,355.000	9,891,000
スカパーJ SATホールディングス	13,900	1,084.000	15,067,600
テレビ東京ホールディングス	1,200	3,500.000	4,200,000
ビジョン	3,000	1,108.000	3,324,000
U-NEXT HOLDINGS	6,000	1,752.000	10,512,000
日本通信	16,500	136.000	2,244,000
日本電信電話	5,102,500	143.700	733,229,250
KDDI	252,600	2,373.000	599,419,800
ソフトバンク	2,750,000	203.000	558,250,000
光通信	2,000	35,000.000	70,000,000
エムティーアイ	1,600	782.000	1,251,200
GMOインターネットグループ	5,700	2,916.500	16,624,050
ファイバーゲート	900	903.000	812,700
KADOKAWA	9,000	3,612.000	32,508,000
学研ホールディングス	3,800	949.000	3,606,200

ゼンリン	3,000	1,061.000	3,183,000
アイネット	900	1,657.000	1,491,300
松竹	1,000	12,540.000	12,540,000
東宝	10,500	7,410.000	77,805,000
東映	2,900	4,910.000	14,239,000
N T Tデータグループ	45,100	2,450.000	110,495,000
ピー・シー・エー	900	1,684.000	1,515,600
ビジネスブレイン太田昭和	600	2,491.000	1,494,600
D T S	3,000	3,650.000	10,950,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	8,600	6,810.000	58,566,000
シーイーシー	2,300	2,070.000	4,761,000
カプコン	33,800	3,590.000	121,342,000
アイ・エス・ビー	800	1,212.000	969,600
S C S K	14,200	3,444.000	48,904,800
N S W	700	2,671.000	1,869,700
アイネス	1,600	1,516.000	2,425,600
T K C	3,000	3,630.000	10,890,000
富士ソフト	3,500	9,821.000	34,373,500
N S D	6,500	3,131.000	20,351,500
コナミグループ	6,500	17,500.000	113,750,000
福井コンピュータホールディングス	900	3,115.000	2,803,500
J B C Cホールディングス	4,600	1,061.000	4,880,600
ミロク情報サービス	1,700	1,706.000	2,900,200
ソフトバンクグループ	84,700	6,542.000	554,107,400
リョーサン菱洋ホールディングス	2,900	2,229.000	6,464,100
高千穂交易	400	3,445.000	1,378,000
伊藤忠食品	400	7,530.000	3,012,000
あらた	2,800	2,940.000	8,232,000
トーメンデバイス	200	4,880.000	976,000
東京エレクトロン デバイス	2,000	2,630.000	5,260,000
円谷フィールズホールディングス	3,100	1,695.000	5,254,500
双日	20,200	2,966.500	59,923,300
アルフレッサ ホールディングス	17,300	1,986.000	34,357,800
横浜冷凍	5,000	814.000	4,070,000
ラサ商事	900	1,321.000	1,188,900
アルコニックス	2,400	1,427.000	3,424,800
神戸物産	14,400	3,823.000	55,051,200
あい ホールディングス	3,000	1,944.000	5,832,000
ダイワボウホールディングス	8,000	2,253.500	18,028,000
マクニカホールディングス	13,100	1,704.500	22,328,950
ラクト・ジャパン	900	2,794.000	2,514,600
バイタルケーエスケー・ホールディングス	2,800	1,165.000	3,262,000
八洲電機	1,600	1,497.000	2,395,200
メディアスホールディングス	900	875.000	787,500

レスター	1,700	2,022.000	3,437,400
TOKAIホールディングス	9,800	948.000	9,290,400
三洋貿易	2,000	1,314.000	2,628,000
ビューティガレッジ	400	1,411.000	564,400
ウイン・パートナーズ	900	1,202.000	1,081,800
シップヘルスケアホールディングス	6,800	1,967.500	13,379,000
明治電機工業	600	1,342.000	805,200
コメダホールディングス	4,900	2,828.000	13,857,200
アセンテック	700	993.000	695,100
フルサト・マルカホールディングス	1,700	2,138.000	3,634,600
ヤマエグループホールディングス	1,900	2,266.000	4,305,400
小野建	1,900	1,349.000	2,563,100
佐島電機	1,200	1,481.000	1,777,200
伯東	900	3,710.000	3,339,000
コンドーテック	1,500	1,318.000	1,977,000
ナガイレーベン	2,400	1,905.000	4,572,000
三菱食品	1,700	4,815.000	8,185,500
松田産業	1,500	3,095.000	4,642,500
第一興商	7,100	1,615.000	11,466,500
メディパルホールディングス	18,900	2,215.500	41,872,950
S P K	700	1,963.000	1,374,100
萩原電気ホールディングス	600	2,842.000	1,705,200
アズワン	5,600	2,250.000	12,600,000
スズデン	1,000	1,776.000	1,776,000
シモジマ	1,500	1,152.000	1,728,000
ドウシシャ	1,900	2,070.000	3,933,000
高速	900	1,959.000	1,763,100
たけびし	600	1,626.000	975,600
リックス	300	2,681.000	804,300
丸文	1,800	829.000	1,492,200
ハピネット	1,600	4,610.000	7,376,000
橋本総業ホールディングス	700	1,099.000	769,300
日本ライフライン	5,300	1,447.000	7,669,100
タカショー	3,600	375.000	1,350,000
I D O M	6,200	1,124.000	6,968,800
進和	700	2,701.000	1,890,700
ダイトロン	600	2,806.000	1,683,600
シークス	2,500	951.000	2,377,500
オーハシテクニカ	800	1,746.000	1,396,800
白銅	500	1,965.000	982,500
伊藤忠商事	121,800	6,330.000	770,994,000
丸紅	148,500	2,107.000	312,889,500
長瀬産業	8,200	2,380.500	19,520,100
蝶理	600	2,791.000	1,674,600

豊田通商	53,400	2,267.000	121,057,800
三共生興	2,500	606.000	1,515,000
兼松	7,500	2,197.500	16,481,250
三井物産	266,300	2,596.000	691,314,800
日本紙パルプ商事	9,800	557.000	5,458,600
カメイ	2,000	1,786.000	3,572,000
スターゼン	4,300	1,010.000	4,343,000
山善	5,400	1,297.000	7,003,800
椿本興業	800	2,005.000	1,604,000
住友商事	108,400	3,063.000	332,029,200
内田洋行	700	6,890.000	4,823,000
三菱商事	334,900	2,466.000	825,863,400
第一実業	1,900	2,105.000	3,999,500
キヤノンマーケティングジャパン	3,900	4,697.000	18,318,300
西華産業	800	4,085.000	3,268,000
佐藤商事	1,500	1,311.000	1,966,500
東京産業	1,700	657.000	1,116,900
ユアサ商事	1,600	4,080.000	6,528,000
神鋼商事	1,200	1,721.000	2,065,200
阪和興業	3,000	4,415.000	13,245,000
正栄食品工業	1,500	4,000.000	6,000,000
カナデン	1,500	1,342.000	2,013,000
RYODEN	1,500	2,229.000	3,343,500
岩谷産業	17,100	1,257.500	21,503,250
極東貿易	900	1,462.000	1,315,800
アステナホールディングス	4,300	421.000	1,810,300
三愛オブリ	4,400	1,599.000	7,035,600
稲畑産業	4,700	2,902.000	13,639,400
G S I クレオス	1,000	1,808.000	1,808,000
明和産業	2,500	638.000	1,595,000
ワキタ	3,100	1,620.000	5,022,000
東邦ホールディングス	5,100	4,307.000	21,965,700
サンゲツ	4,500	2,800.000	12,600,000
ミツウロコグループホールディングス	2,300	1,640.000	3,772,000
シナネンホールディングス	400	6,260.000	2,504,000
伊藤忠エネクス	4,600	1,468.000	6,752,800
サンリオ	15,000	5,981.000	89,715,000
サンワテクノス	800	1,922.000	1,537,600
新光商事	2,500	814.000	2,035,000
トーヨー	800	3,110.000	2,488,000
三信電気	500	1,767.000	883,500
東陽テクニカ	1,900	1,255.000	2,384,500
モスフードサービス	2,700	3,625.000	9,787,500
加賀電子	3,200	2,325.000	7,440,000

ソーダニッカ	1,800	930.000	1,674,000
立花エレテック	1,400	2,151.000	3,011,400
フォーバル	700	1,270.000	889,000
PAL TAC	2,500	3,673.000	9,182,500
三谷産業	3,900	311.000	1,212,900
コーア商事ホールディングス	1,600	613.000	980,800
K P P グループホールディングス	4,800	602.000	2,889,600
ヤマタネ	700	3,770.000	2,639,000
泉州電業	1,300	3,845.000	4,998,500
トラスコ中山	4,000	1,786.000	7,144,000
オートバックスセブン	6,500	1,441.000	9,366,500
モリト	1,500	1,347.000	2,020,500
加藤産業	2,300	4,775.000	10,982,500
イエローハット	5,900	1,310.000	7,729,000
J Kホールディングス	2,000	960.000	1,920,000
日伝	1,500	2,582.000	3,873,000
杉本商事	2,100	1,102.000	2,314,200
因幡電機産業	4,700	3,519.000	16,539,300
東テク	2,000	2,240.000	4,480,000
ミスミグループ本社	27,700	2,118.500	58,682,450
スズケン	6,200	4,600.000	28,520,000
ジェコス	900	960.000	864,000
インターメスティック	700	1,485.000	1,039,500
サンエー	3,400	2,666.000	9,064,400
カワチ薬品	1,600	2,780.000	4,448,000
エービーシー・マート	8,000	2,734.000	21,872,000
ハードオフコーポレーション	500	1,740.000	870,000
アスクル	4,800	1,433.000	6,878,400
ゲオホールディングス	2,100	1,870.000	3,927,000
アダストリア	2,200	2,739.000	6,025,800
くら寿司	2,200	3,115.000	6,853,000
キャンドウ	500	3,305.000	1,652,500
パルグループホールディングス	4,100	3,345.000	13,714,500
エディオン	7,200	1,802.000	12,974,400
サーラコーポレーション	4,000	797.000	3,188,000
ハローズ	700	4,075.000	2,852,500
フジオフードグループ本社	2,200	1,136.000	2,499,200
あみやき亭	1,400	1,373.000	1,922,200
大黒天物産	500	6,740.000	3,370,000
ハニーズホールディングス	1,600	1,579.000	2,526,400
アルペン	1,600	2,269.000	3,630,400
クオールホールディングス	2,500	1,926.000	4,815,000
ジンズホールディングス	1,500	6,630.000	9,945,000
ビックカメラ	11,800	1,478.000	17,440,400

DCMホールディングス	10,200	1,323.000	13,494,600
ペッパーフードサービス	5,200	183.000	951,600
Monotaro	26,100	2,616.000	68,277,600
J. フロント リテイリング	21,200	1,708.500	36,220,200
ドトール・日レスホールディングス	3,100	2,322.000	7,198,200
マツキヨココカラ&カンパニー	32,500	2,391.000	77,707,500
ブロンコビリー	900	3,575.000	3,217,500
ZOZO	38,600	1,413.000	54,541,800
トレジャー・ファクトリー	1,200	1,808.000	2,169,600
物語コーポレーション	3,100	3,235.000	10,028,500
三越伊勢丹ホールディングス	27,400	1,848.000	50,635,200
Hamee	600	1,035.000	621,000
ウエルシアホールディングス	9,600	2,180.000	20,928,000
クリエイトSDホールディングス	2,900	2,795.000	8,105,500
シュッピン	1,800	1,036.000	1,864,800
オイシックス・ラ・大地	2,600	1,170.000	3,042,000
ネクステージ	4,400	1,375.000	6,050,000
ジョイフル本田	5,200	1,949.000	10,134,800
エターナルホスピタリティグループ	600	2,604.000	1,562,400
ホットランドホールディングス	1,500	2,063.000	3,094,500
すかいらくホールディングス	25,200	2,802.500	70,623,000
SFPホールディングス	800	2,014.000	1,611,200
綿半ホールディングス	1,500	1,527.000	2,290,500
ヨシックスホールディングス	300	2,613.000	783,900
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	6,400	838.000	5,363,200
ゴルフダイジェスト・オンライン	100	302.000	30,200
あさひ	1,700	1,246.000	2,118,200
日本調剤	1,500	1,628.000	2,442,000
コスモス薬品	3,200	7,689.000	24,604,800
セブン&アイ・ホールディングス	200,600	1,936.000	388,361,600
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	13,200	1,264.000	16,684,800
ツルハホールディングス	3,300	9,789.000	32,303,700
サンマルクホールディングス	1,600	2,312.000	3,699,200
トリドールホールディングス	5,100	3,909.000	19,935,900
TOKYO BASE	2,000	242.000	484,000
JMホールディングス	1,600	2,311.000	3,697,600
アレンザホールディングス	1,500	978.000	1,467,000
串カツ田中ホールディングス	400	1,287.000	514,800
バロックジャパンリミテッド	1,500	682.000	1,023,000
クスリのアオキホールディングス	5,100	3,005.000	15,325,500
力の源ホールディングス	700	1,282.000	897,400
FOOD & LIFE COMPANIES	9,800	4,475.000	43,855,000
メディカルシステムネットワーク	1,900	408.000	775,200

ノジマ	5,400	2,355.000	12,717,000
カップ・クリエイト	2,800	1,426.000	3,992,800
良品計画	21,800	4,233.000	92,279,400
アドヴァングループ	1,800	773.000	1,391,400
アルビス	500	2,700.000	1,350,000
G-7ホールディングス	2,100	1,252.000	2,629,200
イオン北海道	4,400	855.000	3,762,000
コジマ	3,100	1,019.000	3,158,900
コーナン商事	2,300	3,555.000	8,176,500
エコス	600	2,103.000	1,261,800
ワタミ	2,000	977.000	1,954,000
パン・パシフィック・インターナショナルホール ディングス	36,900	4,094.000	151,068,600
西松屋チェーン	4,000	2,150.000	8,600,000
ゼンショーホールディングス	10,000	7,740.000	77,400,000
幸楽苑	1,500	1,028.000	1,542,000
サイゼリヤ	2,700	4,190.000	11,313,000
V Tホールディングス	6,900	475.000	3,277,500
魚力	500	2,347.000	1,173,500
フジ・コーポレーション	800	1,855.000	1,484,000
ユナイテッドアローズ	2,200	2,110.000	4,642,000
ハイデイ日高	2,700	2,739.000	7,395,300
コロワイド	8,600	1,755.500	15,097,300
壱番屋	7,600	910.000	6,916,000
スギホールディングス	10,200	2,843.500	29,003,700
薬王堂ホールディングス	600	1,770.000	1,062,000
ダブルエー	200	1,150.000	230,000
スクロール	2,700	971.000	2,621,700
ヨンドシーホールディングス	1,800	1,753.000	3,155,400
木曽路	2,700	2,148.000	5,799,600
S R Sホールディングス	3,100	1,119.000	3,468,900
千趣会	300	250.000	75,000
リテールパートナーズ	2,700	1,291.000	3,485,700
上新電機	1,900	2,074.000	3,940,600
日本瓦斯	9,300	2,403.500	22,352,550
ロイヤルホールディングス	3,100	2,485.000	7,703,500
チヨダ	1,900	1,006.000	1,911,400
ライフコーポレーション	3,800	1,913.000	7,269,400
リンガーハット	2,400	2,195.000	5,268,000
M r M a x H D	2,200	637.000	1,401,400
A O K I ホールディングス	4,000	1,201.000	4,804,000
オークワ	2,600	845.000	2,197,000
コメリ	2,800	2,882.000	8,069,600
青山商事	3,800	1,946.000	7,394,800

しまむら	4,400	9,096.000	40,022,400
高島屋	23,700	1,103.000	26,141,100
松屋	3,100	1,008.000	3,124,800
エイチ・ツー・オー リテイリング	9,200	1,935.500	17,806,600
近鉄百貨店	700	2,043.000	1,430,100
丸井グループ	12,400	2,679.000	33,219,600
アクシアル リテイリング	5,000	1,016.000	5,080,000
イオン	67,200	3,779.000	253,948,800
イズミ	3,100	3,079.000	9,544,900
平和堂	3,100	2,652.000	8,221,200
フジ	2,800	2,132.000	5,969,600
ヤオコー	2,300	9,068.000	20,856,400
ゼビオホールディングス	2,500	1,225.000	3,062,500
ケーズホールディングス	13,100	1,280.000	16,768,000
シルバーライフ	300	620.000	186,000
Genky Drug Stores	1,900	2,718.000	5,164,200
ブックオフグループホールディングス	1,300	1,419.000	1,844,700
ギフトホールディングス	700	2,884.000	2,018,800
アインホールディングス	1,600	4,681.000	7,489,600
GENKI GLOBAL DINING CONCEPTS	800	3,065.000	2,452,000
ヤマダホールディングス	56,200	416.800	23,424,160
アークランズ	5,400	1,601.000	8,645,400
ニトリホールディングス	6,600	15,625.000	103,125,000
グルメ杵屋	1,600	983.000	1,572,800
ケーユーホールディングス	400	1,008.000	403,200
吉野家ホールディングス	6,800	2,999.500	20,396,600
松屋フーズホールディングス	700	5,740.000	4,018,000
サガミホールディングス	2,700	1,618.000	4,368,600
王将フードサービス	4,100	3,055.000	12,525,500
ミニストップ	1,500	1,747.000	2,620,500
アークス	3,200	2,854.000	9,132,800
バローホールディングス	3,300	2,343.000	7,731,900
ベルク	800	6,640.000	5,312,000
大 庄	700	1,063.000	744,100
ファーストリテイリング	10,200	43,810.000	446,862,000
サンドラッグ	6,500	4,247.000	27,605,500
サックスパー ホールディングス	1,700	830.000	1,411,000
ベルーナ	4,500	873.000	3,928,500
いよぎんホールディングス	21,600	1,420.000	30,672,000
しずおかフィナンシャルグループ	37,700	1,393.500	52,534,950
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	14,400	1,412.500	20,340,000
楽天銀行	8,000	5,177.000	41,416,000
京都フィナンシャルグループ	21,400	1,972.000	42,200,800

めぶきフィナンシャルグループ	82,300	599.500	49,338,850
東京きらぼしフィナンシャルグループ	2,200	4,700.000	10,340,000
九州フィナンシャルグループ	27,600	591.800	16,333,680
ゆうちょ銀行	139,200	1,341.500	186,736,800
富山第一銀行	5,300	989.000	5,241,700
コンコルディア・フィナンシャルグループ	90,800	787.700	71,523,160
西日本フィナンシャルホールディングス	9,700	1,736.000	16,839,200
三十三フィナンシャルグループ	1,400	2,028.000	2,839,200
第四北越フィナンシャルグループ	5,200	2,673.000	13,899,600
ひろぎんホールディングス	23,900	997.700	23,845,030
おきなわフィナンシャルグループ	1,400	2,181.000	3,053,400
十六フィナンシャルグループ	2,200	4,020.000	8,844,000
北國フィナンシャルホールディングス	1,900	4,820.000	9,158,000
プロクレアホールディングス	2,000	1,452.000	2,904,000
あいちフィナンシャルグループ	3,400	2,452.000	8,336,800
あおぞら銀行	12,100	1,777.000	21,501,700
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,082,900	1,658.000	1,795,448,200
りそなホールディングス	208,000	1,027.500	213,720,000
三井住友トラストグループ	60,100	3,233.000	194,303,300
三井住友フィナンシャルグループ	348,700	3,182.000	1,109,563,400
千葉銀行	52,300	1,125.500	58,863,650
群馬銀行	30,600	1,086.500	33,246,900
武蔵野銀行	2,300	2,723.000	6,262,900
千葉興業銀行	3,900	1,072.000	4,180,800
筑波銀行	4,700	211.000	991,700
七十七銀行	5,000	3,870.000	19,350,000
秋田銀行	900	2,187.000	1,968,300
山形銀行	2,000	1,187.000	2,374,000
岩手銀行	900	2,656.000	2,390,400
東邦銀行	13,900	319.000	4,434,100
ふくおかフィナンシャルグループ	14,900	3,277.000	48,827,300
スルガ銀行	12,200	1,152.000	14,054,400
八十二銀行	36,800	915.400	33,686,720
山梨中央銀行	2,000	1,790.000	3,580,000
大垣共立銀行	2,000	2,035.000	4,070,000
福井銀行	1,500	1,541.000	2,311,500
清水銀行	600	1,284.000	770,400
滋賀銀行	2,700	4,700.000	12,690,000
南都銀行	2,500	3,305.000	8,262,500
百五銀行	16,000	614.000	9,824,000
紀陽銀行	6,400	2,084.000	13,337,600
ほくほくフィナンシャルグループ	9,600	2,041.500	19,598,400
山陰合同銀行	10,500	1,095.000	11,497,500
百十四銀行	1,700	2,900.000	4,930,000

四国銀行	2,000	1,085.000	2,170,000
阿波銀行	2,400	2,490.000	5,976,000
大分銀行	900	2,927.000	2,634,300
宮崎銀行	900	2,796.000	2,516,400
佐賀銀行	800	1,860.000	1,488,000
琉球銀行	3,500	969.000	3,391,500
セブン銀行	57,000	248.500	14,164,500
みずほフィナンシャルグループ	227,800	3,320.000	756,296,000
山口フィナンシャルグループ	16,900	1,437.500	24,293,750
名古屋銀行	900	6,200.000	5,580,000
北洋銀行	24,300	414.000	10,060,200
愛媛銀行	2,300	971.000	2,233,300
京葉銀行	7,100	742.000	5,268,200
栃木銀行	8,000	260.000	2,080,000
北日本銀行	500	2,709.000	1,354,500
東和銀行	300	553.000	165,900
トモニホールディングス	16,200	477.000	7,727,400
フィデアホールディングス	1,800	1,371.000	2,467,800
池田泉州ホールディングス	23,700	382.000	9,053,400
F P G	6,500	2,053.000	13,344,500
ジャパンインベストメントアドバイザー	3,000	1,520.000	4,560,000
S B I ホールディングス	27,100	3,445.000	93,359,500
ジャフコ グループ	5,200	2,022.000	10,514,400
大和証券グループ本社	119,900	866.400	103,881,360
野村ホールディングス	282,600	759.000	214,493,400
岡三証券グループ	14,400	603.000	8,683,200
丸三証券	5,600	834.000	4,670,400
東洋証券	4,800	462.000	2,217,600
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	19,900	440.000	8,756,000
水戸証券	5,100	482.000	2,458,200
いちよし証券	3,000	666.000	1,998,000
松井証券	8,900	713.000	6,345,700
マネックスグループ	17,900	640.000	11,456,000
極東証券	2,700	1,297.000	3,501,900
岩井コスモホールディングス	2,000	2,057.000	4,114,000
アイザワ証券グループ	2,700	1,264.000	3,412,800
スパークス・グループ	1,900	1,327.000	2,521,300
かんぽ生命保険	19,200	2,729.500	52,406,400
F P パートナー	1,000	2,418.000	2,418,000
S O M P O ホールディングス	82,700	4,261.000	352,384,700
アニコム ホールディングス	5,700	490.000	2,793,000
MS & AD インシュアランスグループホールディングス	123,700	2,858.500	353,596,450
第一生命ホールディングス	317,600	943.400	299,623,840

東京海上ホールディングス	164,700	5,076.000	836,017,200
T&Dホールディングス	45,600	2,784.000	126,950,400
アドバンスクリエイト	300	269.000	80,700
全国保証	9,000	2,859.000	25,731,000
ジェイリース	1,700	1,241.000	2,109,700
S B I アルヒ	1,900	742.000	1,409,800
プレミアグループ	2,900	1,897.000	5,501,300
ネットプロテクションズホールディングス	5,200	415.000	2,158,000
クレディセゾン	10,900	3,092.000	33,702,800
芙蓉総合リース	4,800	3,686.000	17,692,800
みずほリース	13,000	975.000	12,675,000
東京センチュリー	12,700	1,359.500	17,265,650
日本証券金融	6,600	1,612.000	10,639,200
アイフル	26,000	318.000	8,268,000
リコーリース	1,700	5,110.000	8,687,000
イオンフィナンシャルサービス	9,600	1,167.500	11,208,000
アコム	35,600	348.800	12,417,280
ジャックス	1,900	3,425.000	6,507,500
オリエントコーポレーション	5,500	719.000	3,954,500
オリックス	96,700	2,765.500	267,423,850
三菱HCキャピタル	84,000	949.100	79,724,400
日本取引所グループ	100,100	1,449.500	145,094,950
イー・ギャランティ	3,000	1,676.000	5,028,000
NECキャピタルソリューション	700	3,495.000	2,446,500
R o b o t H o m e	4,400	150.000	660,000
大東建託	5,800	15,155.000	87,899,000
いちご	14,800	359.000	5,313,200
日本駐車場開発	21,400	223.000	4,772,200
スター・マイカ・ホールディングス	2,100	847.000	1,778,700
S R Eホールディングス	700	2,901.000	2,030,700
ヒューリック	40,300	1,393.000	56,137,900
野村不動産ホールディングス	48,200	834.900	40,242,180
三重交通グループホールディングス	4,000	475.000	1,900,000
ディア・ライフ	2,700	1,035.000	2,794,500
地主	1,700	1,920.000	3,264,000
J P M C	900	1,136.000	1,022,400
フージャースホールディングス	2,600	1,061.000	2,758,600
オープンハウスグループ	6,400	6,048.000	38,707,200
東急不動産ホールディングス	51,400	967.900	49,750,060
飯田グループホールディングス	16,500	2,165.500	35,730,750
A n d D oホールディングス	900	1,199.000	1,079,100
ケイアイスター不動産	800	4,305.000	3,444,000
グッドコムアセット	1,700	1,055.000	1,793,500
ジェイ・エス・ビー	900	3,105.000	2,794,500

ロードスターキャピタル	900	2,220.000	1,998,000
霞ヶ関キャピタル	600	11,090.000	6,654,000
パーク 2 4	12,400	1,891.500	23,454,600
パラカ	500	1,683.000	841,500
宮越ホールディングス	700	1,050.000	735,000
三井不動産	232,700	1,335.000	310,654,500
三菱地所	96,400	2,309.500	222,635,800
平和不動産	2,700	4,435.000	11,974,500
東京建物	15,200	2,345.000	35,644,000
京阪神ビルディング	3,100	1,312.000	4,067,200
住友不動産	27,600	5,170.000	142,692,000
テーオーシー	3,100	613.000	1,900,300
レオパレス 2 1	16,600	543.000	9,013,800
スターツコーポレーション	2,400	3,750.000	9,000,000
フジ住宅	2,100	638.000	1,339,800
空港施設	2,400	590.000	1,416,000
明和地所	2,800	883.000	2,472,400
ゴールドクレスト	1,500	3,040.000	4,560,000
エスリード	700	3,920.000	2,744,000
日神グループホールディングス	2,700	476.000	1,285,200
日本エスコン	3,900	987.000	3,849,300
M I R A R T Hホールディングス	8,400	474.000	3,981,600
イオンモール	9,000	2,347.000	21,123,000
ランド	100	7.000	700
カチタス	4,600	1,935.000	8,901,000
トーセイ	2,800	2,249.000	6,297,200
サンフロンティア不動産	2,400	1,849.000	4,437,600
F J ネクストホールディングス	1,800	1,114.000	2,005,200
グランディハウス	1,800	521.000	937,800
日本空港ビルデング	6,100	3,785.000	23,088,500
L I F U L L	2,800	132.000	369,600
M I X I	3,700	3,075.000	11,377,500
ジェイエイシーリクルートメント	6,500	780.000	5,070,000
日本M&Aセンターホールディングス	27,200	525.300	14,288,160
メンバーズ	500	1,020.000	510,000
U T グループ	2,300	1,720.000	3,956,000
アイティメディア	800	1,396.000	1,116,800
ケアネット	3,800	647.000	2,458,600
E・Jホールディングス	900	1,547.000	1,392,300
オープンアップグループ	6,000	1,661.000	9,966,000
コシダカホールディングス	5,300	1,004.000	5,321,200
パソナグループ	2,200	1,970.000	4,334,000
リンクアンドモチベーション	4,900	471.000	2,307,900
エス・エム・エス	6,500	1,071.000	6,961,500

パーソルホールディングス	165,400	234.200	38,736,680
クックパッド	4,600	182.000	837,200
学情	800	1,637.000	1,309,600
スタジオアリス	700	2,031.000	1,421,700
N J S	400	3,780.000	1,512,000
総合警備保障	30,600	1,096.000	33,537,600
カカクコム	11,900	2,120.500	25,233,950
セントケア・ホールディング	1,500	737.000	1,105,500
ルネサンス	1,500	1,012.000	1,518,000
ディップ	3,000	2,045.000	6,135,000
デジタルホールディングス	1,500	1,252.000	1,878,000
新日本科学	1,900	1,356.000	2,576,400
エムスリー	35,300	1,610.000	56,833,000
ワールドホールディングス	700	1,846.000	1,292,200
ディー・エヌ・エー	6,800	3,179.000	21,617,200
博報堂D Yホールディングス	20,700	1,015.000	21,010,500
ぐるなび	3,000	267.000	801,000
タカミヤ	2,400	363.000	871,200
ファンコミュニケーションズ	2,600	391.000	1,016,600
ライク	800	1,398.000	1,118,400
エスプール	5,000	276.000	1,380,000
WDBホールディングス	800	1,657.000	1,325,600
アドウェイズ	2,500	258.000	645,000
バリューコマース	1,700	763.000	1,297,100
インフォマート	18,800	323.000	6,072,400
J Pホールディングス	4,800	622.000	2,985,600
C Lホールディングス	1,100	736.000	809,600
プレステージ・インターナショナル	9,400	627.000	5,893,800
アミューズ	900	1,579.000	1,421,100
ドリームインキュベータ	500	2,605.000	1,302,500
クイック	1,500	1,788.000	2,682,000
電通グループ	18,700	2,907.500	54,370,250
テイクアンドギヴ・ニーズ	600	837.000	502,200
ぴあ	500	2,486.000	1,243,000
イオンファンタジー	800	2,578.000	2,062,400
シーティーエス	2,100	740.000	1,554,000
H. U. グループホールディングス	5,200	2,527.000	13,140,400
アルプス技研	1,800	2,398.000	4,316,400
サニックスホールディングス	3,000	217.000	651,000
日本空調サービス	2,000	908.000	1,816,000
オリエンタルランド	104,000	2,969.500	308,828,000
ダスキン	4,100	3,575.000	14,657,500
明光ネットワークジャパン	2,300	714.000	1,642,200
ファルコホールディングス	800	2,205.000	1,764,000

ラウンドワン	17,800	853.000	15,183,400
リゾートトラスト	15,000	1,404.500	21,067,500
ビー・エム・エル	2,300	2,846.000	6,545,800
リソー教育	10,000	241.000	2,410,000
早稲田アカデミー	900	2,002.000	1,801,800
ユー・エス・エス	37,500	1,332.500	49,968,750
東京個別指導学院	2,800	306.000	856,800
サイバーエージェント	39,500	1,066.500	42,126,750
楽天グループ	125,000	762.600	95,325,000
クリーク・アンド・リバー社	800	1,504.000	1,203,200
S B I グローバルアセットマネジメント	3,300	625.000	2,062,500
テー・オー・ダブリュー	3,100	302.000	936,200
GMOインターネット	500	1,759.000	879,500
山田コンサルティンググループ	900	1,532.000	1,378,800
セントラルスポーツ	600	2,356.000	1,413,600
フルキャストホールディングス	1,800	1,475.000	2,655,000
エン・ジャパン	3,100	1,632.000	5,059,200
テクノプロ・ホールディングス	10,500	2,996.000	31,458,000
アイ・アールジャパンホールディングス	800	597.000	477,600
K e e P e r 技研	1,000	3,675.000	3,675,000
G u n o s y	1,600	558.000	892,800
イー・ガーディアン	900	1,892.000	1,702,800
ジャパンマテリアル	5,400	1,050.000	5,670,000
ベクトル	2,200	864.000	1,900,800
チャーム・ケア・コーポレーション	1,600	1,201.000	1,921,600
キャリアリンク	600	2,020.000	1,212,000
I B J	1,500	580.000	870,000
アサンテ	700	1,560.000	1,092,000
バリューHR	1,700	1,436.000	2,441,200
M&Aキャピタルパートナーズ	1,600	2,502.000	4,003,200
ライドオンエクスプレスホールディングス	1,200	983.000	1,179,600
シグマクシス・ホールディングス	4,900	903.000	4,424,700
ウィルグループ	1,500	889.000	1,333,500
メドピア	1,700	390.000	663,000
リクルートホールディングス	137,500	7,499.000	1,031,112,500
エラン	2,300	679.000	1,561,700
日本郵政	196,900	1,302.500	256,462,250
ベルシステム24ホールディングス	2,000	1,177.000	2,354,000
鎌倉新書	1,800	422.000	759,600
エアトリ	1,500	850.000	1,275,000
アトラエ	1,500	622.000	933,000
ストライク	900	2,691.000	2,421,900
ソラスト	4,900	427.000	2,092,300
セラク	500	1,615.000	807,500

インソース	4,000	749.000	2,996,000
ベйкаレント	13,200	6,128.000	80,889,600
Orchestra Holdings	300	650.000	195,000
アイモバイル	2,100	508.000	1,066,800
MS-Japan	800	906.000	724,800
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	6,900	2,882.000	19,885,800
エル・ティー・エス	200	1,840.000	368,000
ミダックホールディングス	900	1,930.000	1,737,000
キュービーネットホールディングス	800	1,022.000	817,600
オープングループ	2,600	260.000	676,000
マネジメントソリューションズ	700	1,533.000	1,073,100
プロレド・パートナーズ	300	370.000	111,000
フロンティア・マネジメント	400	633.000	253,200
アンビスホールディングス	3,800	426.000	1,618,800
カーブスホールディングス	4,800	609.000	2,923,200
フォーラムエンジニアリング	2,500	938.000	2,345,000
FAST FITNESS JAPAN	600	1,373.000	823,800
Mac bee Planet	500	2,557.000	1,278,500
ダイレクトマーケティングミックス	2,000	215.000	430,000
ポピンズ	200	1,081.000	216,200
LITALICO	1,500	1,085.000	1,627,500
リログループ	9,100	1,749.000	15,915,900
東祥	1,500	535.000	802,500
ビーウィズ	400	1,536.000	614,400
サンウェルズ	100	539.000	53,900
TREホールディングス	4,000	1,402.000	5,608,000
人・夢・技術グループ	600	1,503.000	901,800
NISSOホールディングス	1,600	667.000	1,067,200
大栄環境	3,800	2,775.000	10,545,000
GENOVA	500	900.000	450,000
日本管財ホールディングス	2,400	2,562.000	6,148,800
M&A総研ホールディングス	2,000	1,031.000	2,062,000
エイチ・アイ・エス	5,800	1,510.000	8,758,000
ラックランド	900	1,534.000	1,380,600
共立メンテナンス	5,500	2,946.500	16,205,750
イチネンホールディングス	1,900	1,532.000	2,910,800
建設技術研究所	1,900	2,259.000	4,292,100
スペース	1,300	1,051.000	1,366,300
燦ホールディングス	1,800	1,118.000	2,012,400
スバル興業	700	2,900.000	2,030,000
タナベコンサルティンググループ	1,000	557.000	557,000
ナガワ	600	5,610.000	3,366,000
東京都競馬	1,600	4,165.000	6,664,000
カナモト	2,800	3,000.000	8,400,000

ニシオホールディングス	1,700	3,740.000	6,358,000
トランス・コスモス	2,300	3,020.000	6,946,000
乃村工藝社	8,000	838.000	6,704,000
藤田観光	700	9,150.000	6,405,000
KNT-CTホールディングス	1,000	1,098.000	1,098,000
トーカイ	1,700	1,971.000	3,350,700
セコム	35,700	5,038.000	179,856,600
セントラル警備保障	800	2,694.000	2,155,200
丹青社	3,500	1,015.000	3,552,500
メイテックグループホールディングス	6,300	2,779.000	17,507,700
応用地質	1,800	2,479.000	4,462,200
船井総研ホールディングス	4,000	2,143.000	8,572,000
学究社	600	2,063.000	1,237,800
ナック	1,600	564.000	902,400
ダイセキ	4,300	3,530.000	15,179,000
ステップ	600	2,230.000	1,338,000
合 計	32,779,545		59,328,483,465

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

SMDAM トピックス上場投信

2025年4月30日現在

I 資産総額	70,393,326,186 円
II 負債総額	1,072,229,936 円
III 純資産総額（I－II）	69,321,096,250 円
IV 発行済口数	25,766,762 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （100口当たり純資産額）	2,690.33 円 (269,033 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者に対する特典

ありません。

ハ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ニ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ホ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年4月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

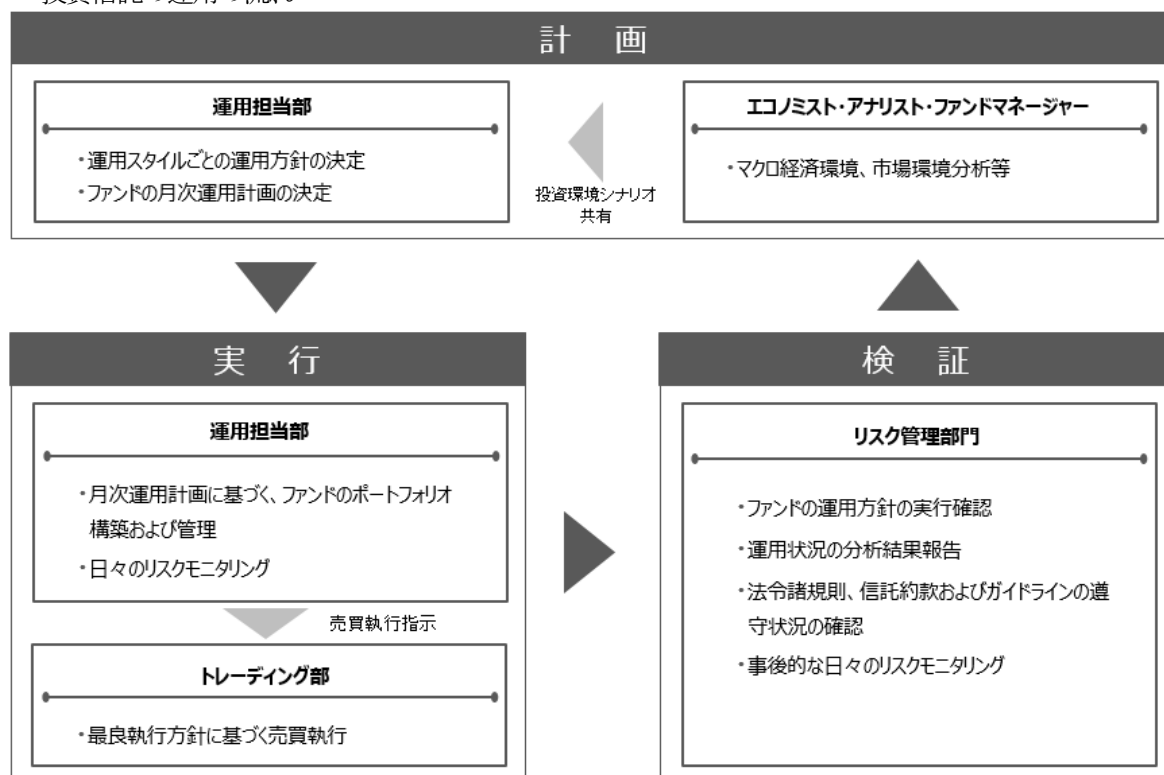
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025 年 4 月 30 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	656	12,782,536
単位型株式投資信託	75	589,842
追加型公社債投資信託	1	22,397
単位型公社債投資信託	129	189,298
合 計	861	13,584,075

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 13 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-
有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定	101,101	511,487
のれん	2,740,868	2,436,327
顧客関連資産	9,332,065	7,218,790
電話加入権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	※1 14,096,622	672,682
特別利益合計	14,096,622	672,682
特別損失		
固定資産除却損	※2 12,385	76,933
固定資産売却損	-	204
投資有価証券評価損	-	3,191
特別損失合計	12,385	80,328
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 129,137 千円は、「不動産賃貸料」108,505 千円、「雑収入」20,632 千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	—千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	—千円	—千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	—千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1 年以内	1,161,545	1,129,463
1 年超	—	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて 1 年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	40,370	40,367
(2) 組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,927,221 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,740,365 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について 3,191 千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について 3,191 千円（その他有価証券 3,191 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	—
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	—
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 264,552 千円、当事業年度 279,945 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0.9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMEC 日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィ ナンシャルグル ープ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売 却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の子会社	SMBC 日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア州ウィ ルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業 (銀行持株 会社)	— %	—	子会社株式の売却(売 却価額)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	3,289.22 円	3,219.24 円
1株当たり当期純利益	746.27 円	251.16 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託
SMDAM トピックス上場投信
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
『SMDAM トピックス上場投信』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第21条第1項および第2項、第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、委託者が指定する銘柄の有価証券（以下「信託適格有価証券」といいます。）および金銭を、金1,000億円に相当する信託適格有価証券および金銭を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 前項の信託適格有価証券とは、次の各号の要件のすべてを満たす有価証券をいいます。

1. 原則として「東証株価指数（TOPIX）」（以下「対象指数」といいます。）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること
2. 原則として株数の比率が、第22条に定める運用の基本方針に沿ったものであること

【追加信託の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、5兆円相当額を限度として、信託適格有価証券および金銭を追加信託することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第47条第1項および第2項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定により信託を終了させることがあります。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、同条同項の額を信託契約締結日の前営業日の対象指数の終値に相当する値を円表示した価額（円単位未満は切り上げるものとします。）で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）

の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額（第13条第2項および第5項に該当する場合の取得申込みにおいては同項に定める経費に相当する金額を加えた額）とします。

② 委託者は、原則として、信託適格有価証券をもって追加信託を行うものとします。ただし、追加信託における信託適格有価証券の追加信託を行う日の前営業日の評価額（追加信託を行う日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。以下同じ。）の合計が、前項の追加信託に相当する金額に満たない場合は、その差額については金銭による追加信託を行うものとします。

③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条に規定する信託適格有価証券および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行われた旨を通知するものとします。

② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券（第13条第2項および第5項に規定する株式の評価額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券および金銭についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 取得申込者は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）に対して、対象指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象指数に連動すると想定する、各銘柄の株式からなるポートフォリオ（以下「ユニット」といいます。）を単位として、取得申込みを行うものとします。なお、当該取得申込みにかかるユニットの評価額が、取得する受益権の評価額（第3項の取得にかかる一定口数に第6項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に

相当する金額について金銭をもって支払うものとします。

- ② 取得申込者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、前項の規定にかかわらず、取得申込みにかかるユニットのうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込を行うものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みにかかるユニットに含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。
- ③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、その申込みの日（第3条の規定にかかる取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として、取得にかかる一定口数（当該口数に受益権の価額を乗じて得た額が、取得申込受付日におけるユニットの評価額に相当するものとして、委託者が定める口数をいいます。）の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。
- ④ 委託者は、次の各号に定める日には、前項による受益権の取得申込みを受け付けられないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行うことができます。
 - 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して2営業日間
 - 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間
 - 3. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
 - 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
 - 5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑤ 前項第1号に該当する日（対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日を除きます。）において、前項ただし書きにより取得申込みを受け付けるときには、第1項の規定にかかわらず、当該取得申込みにかかるユニットのうち、配当落または権利落対象銘柄（以下、本項において「対象銘柄」といいます。）の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受け付ける場合があります。この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該対象銘柄の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みにかかるユニットに含まれる当該対象銘柄の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該対象銘柄を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。
- ⑥ 第3項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき信託契約締結日の前営業日における対象指数の終値に相当する値を円表示した価額（円単位未満は切り上げるものとします。）とします。
- ⑦ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込時において、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。
- ⑧ 取得申込者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得

申込みを行うときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

- ⑨ 前項の通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。
- ⑩ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みにかかる信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と当該第一種金融商品取引業者（当該第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。
- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、第22条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めたとき、またはその他やむを得ない事情があるときは、第3項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

【金融商品取引所への上場】

- 第14条 委託者および受託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。
- ② 委託者および受託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

- 第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

- 第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【受益者名簿の作成と名義登録】

- 第17条 受託者は、この信託にかかる受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。)または法人番号(同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。)(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。)その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

- ② 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権にかかる受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。)その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。
- ③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して第1項の受益者名簿に名義に登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者(受託者が第2項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者)に対して直接に行うことができます。
- ④ 前項に規定する名義登録は、第33条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

【投資の対象とする資産の種類】

第18条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- ニ. 金銭債権
- 2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第19条 委託者は、信託財産を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株式
- 2. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、交換、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託財産を次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第20条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条、第19条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第25条、第26条、第29条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条、第19条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第25条、第26条、第29条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号に掲げる運用の基本方針に従って、その指図を行います。

- 1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。
- 2. 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- 3. 第1号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に第25条に規定する有価証券指数等先物取引等を行うことができます。
- 4. 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 6. 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 7. 外貨建資産への投資は行いません。
- 8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 9. 安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

【収益分配方針】

第23条 毎計算期末に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付株式にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

- ② 売買益（評価損益を含みます。）からの分配は行いません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、前条の規定に基づいて運

用を行います。

【投資する株式の範囲】

第24条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

【先物取引等の指図】

第25条 委託者は、日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【株式の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【信託業務の委託等】

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算

を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【株式の売却等の指図】

第29条 委託者は、信託財産に属する株式の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第32条 信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとします。ただし、第1計算期間は2019年12月13日から2020年4月8日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項に定める諸経費のほか、以下の費用（当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）は、信託財産中から支弁することができるものとします。
 1. 受益権の上場にかかる費用
 2. 対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料

【信託報酬等の額】

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の7.4以内の率を乗じて得た額
2. 第26条に規定する株式の貸付けの指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支

弁します。

【収益の分配】

第37条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第35条第1項の諸経費および同条第3項各号の費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸経費等、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

- ② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金
 2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

【収益分配金および償還金の交付と支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に収益分配金の未払残高があるとき、および信託終了による償還金については第39条第6項に規定する支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金および償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金および償還金の支払い】

第39条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。

- ② 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。
- ③ 償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了日において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。
- ⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。
- ⑥ 第3項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者が、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。

【収益分配金および償還金の時効】

第40条 受益者が、収益分配金については前条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については前条第6項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託

者に帰属します。

【追加信託金および受益権と株式の交換の計理処理】

第41条 追加信託に相当する金額は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

- ② 第43条に定める受益権と株式との交換にあつては、交換にかかる受益権口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換（解約）差金として処理します。

【交換請求】

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、その請求の日を交換請求受付日として、交換請求にかかる一定口数（当該口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日において委託者が対象指数に連動すると想定する、対象指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当するものとして、委託者が定める口数をいい、以下「交換請求口数」といいます。）の整数倍の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第43条の規定に従って前項の請求にかかる受益権と信託財産に属する株式との交換の指図を行います。
- ③ 受益者が第1項の交換の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消にかかる手続きおよび第43条第4項に掲げる交換株式にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、第43条第2項の規定に従って計算された当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 受益者は、第43条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第43条第5項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものと取り扱います。
- ⑥ 交換にかかる受益権の価額は交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の株式の株数は、交換請求受付日における当該株式の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。以下同じ。）の整数倍とします。
- ⑦ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、交換時において、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を当該交換請求を行った受益者から徴することができるものとします。
- ⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行うことができます。
 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して2営業日間
 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間
 3. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
 5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

- ⑨ 第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。
- ⑩ 前項の通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。
- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、第22条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めたとき、またはその他やむを得ない事情があるときは、第1項による交換請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた交換請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑫ 前項により交換請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該交換請求を受け付けたものとします。

【交換の指図等】

第43条 委託者は、受益者が交換請求口数の整数倍の振替受益権をもって前条第1項の請求を行い、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数の振替受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株式の株数と、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切り上げます。）を計算します。

- ② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行った受益者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、前条第8項第1号に該当する日において、前条第8項ただし書きにより交換請求を受け付けるときには、交換請求口数と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。なお、当該株式のうち、配当落または権利落対象銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）については、当該対象銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金銭により交換する場合があります。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該対象銘柄の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。
- ④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替の請求を行うものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第3項に掲げる交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第4項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替の請求を行うものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。
- ⑤ 委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したのものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

【受益権の買取り】

第44条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その翌営業日を買取請求受付日としてその受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

- ② 受益権の買取価額は、買取請求受付日の基準価額とします。
- ③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前2項の規定により受益権の買取りを行うときは、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第1項から第3項の規定を準用します。

【信託契約の一部解約】

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受け付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託財産の一部を受益権と交換することにより受益権の口数が200万口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 2. 対象指数が廃止された場合
 3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が、第52条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が第1項の規定に基づいて信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電

磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいて信託契約を解約する場合、および信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対者の買取請求権】

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第47条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【公告】

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第56条 この信託約款の解釈については疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019年12月13日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社
-----	--

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
-----	-----------------------------------

〔付表〕

1. 信託約款第7条に規定する「別に定める金融商品取引清算機関」は下記のものとしします。

- ・株式会社日本証券クリアリング機構